

令和七年九月八日

議会運営委員会（参考人意見聴取）会議録

目次

一、開	会	二
一、参考人の陳述		二
鎌田参考人		二
井上参考人		六
野中参考人		一〇
新井参考人		一五
一、閉	会	三二

一、意見を聴取する内容	
① 県議会の役割	
② 県議会議員の役割	
③ 議員の総定数	
④ 選挙区	
⑤ 選挙区別の議員定数	

一、議会運営委員会を開催した年月日、場所  
令和七年九月八日（月曜日）  
全員協議会室

二、出席した委員等の氏名

おさだ 康秀	委員長
秋丸 健一郎	副委員長
大久保 博文	委員
中村 素子	委員
池畑 知行	委員
松山 さおり	委員
禧久 伸一郎	委員
しらいし 誠	委員
藤崎 剛	委員
山田 国治	委員
上山 貞茂	委員
松田 浩孝	委員
園田 豊	副議長
たいら 行雄	議員
いわしげ 仁子	議員

三、欠席した委員の氏名

西高 悟	委員
吉留 厚宏	委員

四、出席した委員外議員の氏名

宇都 恵子	議員
小川 みさ子	議員
宝来 良治	議員

五、出席した参考人の氏名

鎌田 愛人	鹿児島県町村会 副会長
井上 美帆	学生投票率一〇〇%を目指す会 （STEP）会長
野中 涼子	特定非営利活動法人親子ネットワーク がじゅまるの家 理事長
新井 誠	広島大学大学院 人間社会科学研究院 教授

六、議会事務局出席者

森 哲志	局長
増山 久仁子	次長兼総務課長
吉松 雅彦	秘書室長
西村 薫	議事課長
高田 真	政務調査課長
青木 真悟	議事課長補佐
牟禮 加奈子	主幹兼秘書係長
田中 隆志	主幹兼議事係長
室屋 初美	主幹兼政務調査第二係長
桃園 直人	専門員
諏訪 尚	専門員
神川 智裕	主事

七、意見を聴取する内容

- ① 県議会の役割
- ② 県議会議員の役割

③ 議員の総定数

④ 選挙区

⑤ 選挙区別の議員定数

午前十時開会

○おさだ委員長 ただいまから、議員定数等検討に係る参考人意見聴取の議会運営委員会を開会いたします。

議員定数等検討に当たりましては、去る八月一日の議会運営委員会において、各界各層の参考人から意見聴取を実施することを決定し、実施日及び参考人の選定については当職等に一任いただいたところでございます。

これを受けまして、参考人の人選、日程調整を行い、先日、皆様にお知らせしたところでございます。

本日は、本県の議員定数等について資料一のとおり、四名の参考人の方々から意見を聴くこととしております。

意見を聴取する内容でございますが、資料二のとおり、①県議会の役割、②県議会議員の役割、③議員の総定数、④選挙区、⑤選挙区別の議員定数として事前に参考人の方にお示ししております。

また、参考人の発言時間でございますが、午前中の鎌田様、井上様、野中様は、質疑を含めておおむね三十分以内、午後の新井様は、質疑を含めておおむね一時間以内ですので、御協力をお願いいたします。

なお、委員等からの質疑は、発言内容の不明な点を聞くなど、発言内容の理解を深める観点から行うものでありまして、自己と意見が異なる参考人に対して追及するような質疑は慎み、くれぐれも失礼のないように良識を持ってお願いいたします。

また、先に議会運営委員会の委員等から質疑を行い、次に委員外議員から行っていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

ここで、参考人の案内のため、しばらく休憩します。

午前十時二分休憩

午前十時三分再開

○おさだ委員長 それでは、再開いたします。

まず、鹿児島県町村会副会長の鎌田愛人様には、お忙しい中にもかかわらず参考人として本委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお聞かせくださるよう、どうぞよろしくお願いたします。

着座いたします。

それでは、あらかじめお示しました聴取事項について、御意見を述べていただきますようお願いいたします。

その後に委員等の質疑にお答えいただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、鎌田様、どうぞよろしくお願いたします。

○鎌田参考人 皆さん、改めましておはようございます。

本日はこのような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

また、県議会の皆様方には、日頃より県勢発展のため、またそれぞれの県内の市町村のために御尽力賜っておりますことを感謝申し上げます。

また、先般、瀬戸内町において、あなたのそばで県議会を開催していただきましたことを重ねて感謝申し上げます。

それでは、座って発言させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、五点左右質問いただいておりますので、そのことについて私の意見を述べさせていただきます。

まず、県議会が果たすべき役割について、どのように考えているかについてでございますが、一つに、地方公共団体、県当局の具体的な政策を最終的に決定することが議会の役割であることから、議会に提案された議案等について、本会議や委員会においての質問・質疑、時には修正などを通して、県民の代表として、県内市町村の課題解決や発展はもとより、県政全般の発展のための多様な意見の意思決定機関として、県民に代わって採決によって決定するという議会が担う役

割は大変重いものであると考えます。

二つ目に、議会が意思決定した政策を中心に行う県当局の行財政の運営や事務処理、事業の実施が適正、違法もなく、しかも公平、効率的になされているかどうかを住民全体の立場に立ち、県民を代表して批判と監視する重要な役割を担っていることから、行政の適正な運営を推進するという重要な機関であると考えております。

三つ目に、鹿児島県議会が取り組んでいる政策立案推進検討委員会による、議長や知事への政策提言や政策条例の制定については、さきの意思決定機関としての役割、批判と監視する役割にとどまらず、会派の代表質問や一般質問等とは異なり、全ての会派の統一した意見として提言をまとめ、議長や知事に提言する取組は大変すばらしい取組であると考えております。

大きな二番目の県議会議員が果たすべき役割についてであります。議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるのであり、選良という言葉で呼ばれるように、人格・識見ともに優れた人格者であると思えます。議員が行う質問や質疑、討論、賛否を問う一票は、住民の立場に立った言動でなければなりません。他方で、住民の意見が対立した問題での意思表明、選挙においての支持母体となった地域や組織の立場に立った言動が求められる場面もあります。

議員は、ただ単に住民の代弁者としての役割に終始するだけではなく、一歩踏み出して調査研究を進める中で、県政全般にとつてどのような言動を取るべきか、鹿児島県の将来にとつてどのような言動を常に念頭に置いた政治判断が求められる重要な役割を担っていると考えます。

政治家は次の時代を考え、政治屋は次の選挙を考えるという言葉がありますが、私自身も政治家として、そういう次の時代を考える政治家でありたいと思っておりますし、鹿児島県議会においても、政治屋ではなく全ての議員が次の時代を考える政治家であつてほしいと願っております。

次に、議員の総定数についてであります。質問事項の四の任意合区、五の特例措置を踏まえた上での議員総定数につながるものと考えますので、質問四の任意合区、五の特例措置について先に発言してもよろしいでしょうか。

○おさだ委員長 どうぞ。

○鎌田参考人 それでは、選挙区の任意合区について申し上げます。

任意合区によって小さな町が大きな市に組み込まれることによつて、小さな町の意見が反映されなくなることは、鹿児島県議会において、ないと思えます。実際奄美市区においては奄美市と龍郷町がそうでありますが、奄美市選挙区の議員の皆様方は、市・町の実情を踏まえて政治活動をやられております。感謝申し上げます。

有権者の立場としては、できるだけ自分の住む地域から県議会議員が出るのが望ましいと考えるのは当然であり、私も自治体の長としても同様であります。同じ文化圏・生活圏の中での選挙区であることからしても、無理に合区を行う必要はないと考えます。しかしながら、今後の人口推移の中で人口較差などを踏まえた合区については、そのような時期が来た場合は考えるべきであると思えます。

次に、選挙区別の議員定数についてであります。五番目の、特例的な措置として、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定める」こともできることになっていることから、西之表市・熊毛郡区、奄美市区においては、離島である地理的要件からしても、一人増は当然のことと考えます。日置市区については、令和二年度の国勢調査確定人口の四万七千五百十三人であることから、一人増は当然のことと考えます。鹿児島市・鹿児島郡区についても、離島を有していることから当然のことだと思えます。

以上のことから、鹿児島県の特徴である離島を有すること、地域間の均衡を考慮すべきであることから、特例的措置を適用することについては現行のままよいと考えます。

最後に、今回の一般選挙時の本県の議員定数について申し上げます。

結論から先に申し上げますと、議員定数は現状のままよいと考えます。

その理由を申し上げます。

県民の多種多様な意見を県政に反映させる必要がある。より一層の県勢発展を期するためには、若者・女性の政治参画が必要であるとの思いがあることから、県議会議員がより身近にいるべきであり、また、若者・女性が選挙に出馬する意欲・機会をさせるためにも現状のままよい。

鹿児島県の特徴である離島・半島などを有していることから、議員を削減した場合に、地理的な要件、地域訪問の際の経費の負担など、議員一人当たりの負担が増えることにより、質の高い対応が難しくなる可能性がある。そのことにより住民が議員・議会への信頼をなくし、政治離れにつながるのではないかと懸念する。

全国的に見ても、鹿児島県の議員一人当たりの県平均人口、議員一人当たりの人口較差についても中位であることから、以上のことを踏まえ、議員定数は現状のままよいと考えます。

以上です。

○おさだ委員長 鎌田様、ありがとうございます。

それでは、鎌田様の御意見をお聞きしましたが、まず議会運営委員会の委員の皆さんのほうから質疑はございますか。

○いわしげ(仁)議員 今日はお時間いただきましてありがとうございます。鹿児島市・郡区のいわしげ仁子と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどお答えいただいた中で、西之表市区、奄美市区、熊毛郡区は一人区でも当然と、日置も一人区で当然ということをお伝えいただいたかと思うんですが、でも、その後にも、より一層の県勢発展をするためには女性とか若者の参加が必要ということで、女性や若者が選挙に出るといような意欲を出させるためにも、現状のままではいかという御意見をいただいたところだったんですが、私も、私、五十一歳の女性ですけども、女性とか若者が選挙に出るに当たって、一人区だとちょっと難しいかなという、現行の先輩方もうすぐく強い地盤を持っていらっしゃるの難しいかなと思って、出馬を諦めるというか、そういう場面があるかと思えます。

鹿児島県においては十一区ですかね、一人区があるかと思うんですけども、そういうところを私としては、一票の較差というのはさておき、先ほど町長がおっしゃいましたように、いろんな県民の方の意見を吸い上げるために、例えば熊毛もそうですけれども、熊毛郡区は二つ島があつて、それぞれに一人、お一人という感じでですけども、今、現行は、今後、合区とかも考えないといけないかと思うんですが、お一人で回る範囲が広いと皆さんの意見を吸い上げにくいのか

などいうところもあつて、私はどちらかというと一人区を解消する方向が今後はいいかなと思つているんですけども、今、現時点では町長のお考えとしては、一人区でも当面はよいと、そうすることで今の現状のままであることにより、女性とか若者の参加も促せるのではないかと、いとお考えという確認なんですけれども、そういうことでお考えだということでもよろしかったでしょうか。

○鎌田参考人 はい、結論から言いますと、現状のままよいということでありまして、また若者や女性が出馬するに当たって、やはり一人区に当たっては大変厳しいところがあるという御意見ですが、ふだんからの活動によつてそれは県民が、地域の方々が選ぶことであつて、選挙区の一入区だから出馬しないということを考える自体が、そういう政治に対する意欲ですか、それが欠けるのではないかと思つたので、厳しい状況であつても選挙区に出ると、そのことが大事であるのではないかと私は考えます。

○大久保委員 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

私のほうからは、今、鎌田様は瀬戸内町長ということで離島のほうの首長さんであられるわけですけども、そちらにおられて、先ほど、やはり自分の身近な地域から県議会議員が必要であるというお話がございました。

そういった中におきまして現在、今、奄美、大島郡区、それぞれ二人ずつ、合わせて四人いらっしゃつて、一生懸命活動はされていることですが、この人数においては、今の数というのはもう、住民のそういう身近から議員が必要だという要望に対して、多ければ多いほどいいんでしようけれども、今の現行の四人というのはもうぎりぎりのところでしょうか、それとも、もうちょっと上下あつてもいいと思ひでしょうか。

○鎌田参考人 特に大島郡区においては移動距離がものすごい、もう御存じだと思いますけど、喜界島、奄美大島本島、また当地町の瀬戸内町には加計呂麻島も、請島、与路島もありますし、徳之島、沖永良部、与論島と移動距離が大変長い。それだけ経費もかかりますし、そういう中では本当は増やしてほしいぐらいなんですけど、もう現状のまま二人でこの郡区においては頑張ってもらいたいと思つていますし、現在も頑張つていただいておりますので、奄美郡区と奄美市区においては当然、そのほうがよいと思ひます。

また、奄美市区の方々も、市区だけじゃなくて郡区のことについても一緒にな  
って政治活動をしていただいておりますので、そのことに関しましては、奄美大  
島に関しては二、二なんですけど、現状のままでもいいと私は思っております。

○上山委員 今日はどうもありがとうございます。

私どもの会派も、やはり一人区というところをどう考えるかというところで議  
論をさせてもらっています。行政区域でいいますと、鹿児島地域振興局といえば、  
鹿児島市内と、今、日置、いちき串木野なんですね。ですから、それぞれ選挙区  
が三つあるんですが、余りにも鹿児島市・郡区が大きいというところで、ここを  
一つの選挙区とするのにならぬかという議論と、あと、日置、いち  
き串木野がそれぞれの選挙区にならぬかという議論、行政区域でいけば日置もい  
ちき串木野も一緒なんです。そうすれば一緒にしてもいいんじゃないかという議  
論もあるんです。ですから、行政区域と我々の選挙区と総合的に考えたほうがい  
いのかなという議論もしています。

實際上、一人区を解消するというのであれば、日置と一緒になって、日置・い  
ちき串木野という考え方もあるんじゃないかというふうに考えているんですが、  
奄美のほうは当然ながら離島がございまして、全部一緒にするというのは難し  
いんじゃないけれども、こういった本土内で隣接したところの一人区というところ  
は解消する方向が望ましいんじゃないかという議論もしているんですが、鎌田  
さんとしてはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○鎌田参考人 鹿児島市・郡区と日置市区を一緒にするというところでしょ  
うか。  
〔具体的に言うこと〕という者あり

鹿児島市・郡区においても離島を有していますよね、三島、十島も含めて。そ  
ういうことを考えると、日置市区を組み込むと、さらに行動範囲が広くなるとい  
う懸念はあるんじゃないかと思えますので、日置市区と鹿児島市・郡区は今の現  
状のままがいいと考えますけど。

○おさだ委員長 話を整理しますが、今、上山委員がおっしゃったのは、鹿児  
島市・郡区と日置市を一緒にすることじゃなくて、日置市といちき串木野を一  
緒にということの話、どちらなんですか、上山委員。そちらの話。

鎌田参考人、恐縮でございますが、鹿児島市・郡区と日置市を一緒にというこ

とではなくて、日置市といちき串木野市を一緒にテリトリとしての一つの枠組  
みということに対する御意見だと認識していますが、それについての参考人の御  
意見をいただければ幸いです。参考人のほうが答えられる範囲で結構で  
ございますので。

○鎌田参考人 正直申し上げますと、いちき串木野市区と日置市区、文化圏・生  
活圏がどのようなつながりがあるかちょっと私は認識がありませんので、はつき  
りしたことは申し上げられませんが、今、いちき串木野市区が一、日置市区が二  
ということですよ。結論から申し上げますと、現状のままがいいということし  
か、今、私の知識の中ではそれしか申し上げられません。

○上山委員 分かりました。生活圏・文化圏を考えた上で慎重に判断してくれ  
ということ承りたいと思います。

○松田委員 今日ありがとうございます。

瀬戸内町の首長という立場で、やはり懸念するのは若者・女性の進出が必要と  
いう中で、今、県の話をしているんですが、例えば瀬戸内町で議員を増やすため  
に、出る人を増やす工夫というのは何かあるのか、課題として何か持っていら  
っしゃることがあるのか、あったらお願いします。

○鎌田参考人 若者・女性が出る工夫をやっているわけじゃありません。ただ、  
瀬戸内町は御存じかと思いますが、以前、私が議員をしているときは十八名い  
ました。市町村合併の話がありまして、合併しないという結論の中で、議員全員  
も合併しないほうがいいという結論の中で、十八名からいきなり十名に減にしま  
した。

だからといって若者や女性が出馬しない、当選しないということはありません  
ませんでしたので、やはり日頃からの活動、そのことが当選につながるというこ  
とでありますので、行政が工夫するのではなく、やはり議員を目指す個人個人が  
そういう努力をすることが大事であり、またそういう若者が出ることに期待する  
若者、女性が選挙に出馬することに対する女性の期待というのがありますので、  
それを受けた中で、何度も申し上げますけど、常日頃からの活動がその後の選挙  
に、またその後の議員活動にも大いに役立つということであるのではないかなと  
私は思っております。

○おさだ委員長 では、議会運営委員会の委員の方からの質疑はございませんね。委員外議員の方、ございますか。

○宝来議員 いろいろと御意見ありがとうございます。

一つ確認したいのは、参議院議員選挙でも合区になり、非常に混迷を極めていくというか、今後見直しも行われるのではないかと言われているところですが、実際鹿児島県の場合、鹿児島市・郡区が二減されながらの今、対応を取っているところですが、町長としては、節々に出てきたのが、やはり議員が守るエリア、そういうものが大事であり、人数とかにとられることなく、その地域を守るためには、そのエリア感というのを重要視したほうがいいのではないかと。いろいろな考えでよろしいのでしょうか。実際、一票の較差になると、鹿児島市があるがためにかなり大きな差が出ているところではあります。そのように認識でよろしいでしょうか。

○鎌田参考人 委員が言われるとおり、私はエリアは大事だと思います。やはり無理に合区することによって、冒頭申し上げましたけど、小さな町や村の意見がなかなか反映されない可能性があるというふうに考えます。先ほど、政治家は次の時代を考え、政治屋は次の選挙を考えたと申し上げましたけど、鹿児島県議会においてはそのようなことはないと思いますが、有権者の数の多いところの意見を重要視したりすることがあってはならないと思っています。やはりそういう小さな町や村の意見も十分組み入れるような議員でなければいけないと思いますので、そのことも踏まえると、エリアを大事にした選挙区が大事だと考えます。

○おさだ委員長 それ以外ございませんか。

「なし」という者あり」

○おさだ委員長 ないようでございますので、この際、委員会を代表して一言御礼申し上げます。

本日は大変お忙しい中、重ねてでございますが、御出席いただきまして、また貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

また、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日にありがとうございます。

○鎌田参考人 ありがとうございます。また今後ともよろしくお願いいたします。

○おさだ委員長 ありがとうございます。

ここで、参考人交代のためしばらく休憩いたしますが、もう四、五分したら始めますので、着座のままお願いいたします。

午前十時 三十分休憩

午前十時三十二分再開

○おさだ委員長 再開いたします。

学生投票率一〇〇%を目指す会（STEP）の会長でございます井上美帆様には、本にお忙しい中にもかかわらず参考人として本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員会を代表して心から御礼を申し上げますとともに、忌憚のないまた御意見を、率直な若い方々の感覚でいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

着座いたします。

それでは、あらかじめお示しておりますが、聴取事項について、井上様のほうから御意見を述べていただきますようよろしくお願いいたします。

その後に、委員等の皆さんの質疑にお答えいただく形で進めていきます。

それでは、井上様、よろしくお願い申し上げます。

○井上参考人 私は学生投票率一〇〇%を目指す会で会長をしています井上美帆と申します。本日はこのような機会を与えていただき、ありがとうございます。参考になるようなお話ができるか分かりませんが、私なりの考えを述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、一つ目の県議会が果たすべき役割については、県の基本的な方針を決定し、予算や条例などの審議、議決を通して、鹿児島県のよりよい発展や地域の活性化につなげることだと思っております。

二つ目の県議会議員が果たすべき役割については、県民と県政をつなぎ、県民の声を県政に反映させることだと思っております。特に、若い世代が県政に触れる

機会は少ないと考えています。そのため、SNSなどを活用し、鹿児島県の若者が県政を知る機会を増やしていただきたいと思っています。

三つ目の県議会の総定数については、鹿児島県には多くの離島があり、地域ごとに抱えている課題も異なっていると考えています。そうした地域の声を県政に生かすためには、現行の総定数五十一人を維持することが適切だと思っています。

四つ目の議員一人当たりの人口較差の縮小や選挙区の定数を複数人化するために、任意合区を行うことについてですが、任意合区を行うことで、一票の較差の減少や選挙区の定数の増加といった側面もあると思っています。しかし、選挙区の広域化をすることによって、地域の声が反映されにくくなる点や、一票の較差はほかの都道府県と比べてもそこまで大きくない点から、任意合区を行う際には慎重に議論していくべきだと思っています。

五つ目の選挙区別の議員定数における特例的措置についてですが、まず、西之表市・熊毛郡区については、馬毛島問題といった地域特有の課題や離島であるという点から、特例的措置が妥当だと思っています。

次に、日置市区と奄美市区については、特例がない場合、議員一人当たりの人口が五万人となり、ほかの選挙区との差が大きくなってしまったため、この場合も特例措置の適用が妥当だと思っています。

最後に、鹿児島市・鹿児島郡区については、特例がない場合、選挙区定数が十九人となり、全国的に見ても非常に多くなっています。特例を適用し、十七人区とする場合でも全国的に多いほうですが、離島があるという点を踏まえれば十七人区にすることは妥当だと思っています。

以上、事前にいただいた質問に対する返答となります。

○おさだ委員長 井上様、ありがとうございます。

それでは、まずは議会運営委員会の委員のほうから、質問がございましたらお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいましたらお願いいたします。

○上山委員 御説明ありがとうございます。

井上さんが日頃から、投票率一〇〇%を目指す会で活動していらっしゃるということで非常に感激しているんですが、日頃からその学生さんたちと語って、県議との接点とか、あるいは活動の意見交換とかいうのはされているんでしょうか。

○井上参考人 まだ県議会と関わることは余りないと思っています。それと、私がまだ二年生で、まだ関わり始めて二年目だから、関わりがないのかもしれないですね。

○上山委員 井上さんの前の方々から引き継いでいらっしゃるんですね。

○井上参考人 はい。

○上山委員 そういった活動に興味を持った理由、そして一〇〇%に向けて具体的にどういう活動を今されているのか、そしてその中で、この議員の定数あるいは選挙区の関係で御相談された方々はいらっしゃるのか教えてください。

○井上参考人 私がそもそもこのサークルに入った理由としては、私の家族はとも選挙に関心が強くて、私は小さい頃から選挙に行くことが当たり前という考えを持っていたんですが、高校や中学校の社会の授業では、若い人は選挙に行かないことが多いというのを聞いて、その違和感をずっと抱えたまま大学に入ったときに、たまたまこのサークルの説明会に行く機会があり、そこで興味を持ちました。

この議員定数のことはSTEPのメンバー内でも話したんですけど、やっぱり県議会はよく分からないという答えが、すみません、率直に言うと、みんなに聞いたんですけど、「ごめん、県議会は分からない」と言われたのがあります。以上です。

○上山委員 分かりました。我々が逆に学生さんたちと接点を持つような努力が必要だということを再度、認識させていただきました。

議員の方々と余り接点がないわけですから、この選挙区の議員定数とかいうのはなかなか難しい課題だと思うんですが、女性とかあるいは学生さんたちが議員を目指したいなというような選挙の仕方、選挙の在り方というのは、難しいかもしれないんですけど、立候補しようかなと思うような、そういった方は今現在周りにいらっしゃるのかどうか。そして、いらっしゃらない場合は、どうしたら、選挙だけ、投票率だけじゃなくて、議員になりたいと思うような方々をどうやって見いだそうと考えていらっしゃいますでしょうか。

○おさだ委員長 暫時休憩します。

午前十時四十分休憩

午前十時四十分再開

○おさだ委員長 再開いたします。

○上山委員 議員定数もしくは選挙区の区割りの問題でなかなか出馬できないという、そういった声はあるんでしょうか。

○井上参考人 多分ないかなと思います。特に私たちのメンバーの中で、政治家になりたいから入ったという子は特にいなくて、取りあえず選挙に興味を持ったから入ったという子がほとんどなので、政治家になりたいという子がいないと思います。

○上山委員 分かりました。

○大久保委員 どうもありがとうございます。貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

先ほど、県議会議員の役割の中に、県民と県政をつなぐ大事な役割があるという御指摘いただきました。

一方ではやはり県議会議員と参考人の周りの皆様との接点が余りないように思われるということだったんですけれども、そういった中で、我々県議会議員がそういう接点を持つために工夫すべきようなものはどういうことが考えられるかというのが一点と、また、そういう関わりを持つための定数の在り方、選挙区の在り方等々についてはどのような御意見をお持ちか教えていただければと思います。

○井上参考人 まず、若い人たちと県議会議員が関わりを持つためには、私たちもそうなんですけど、私たちがやっている選挙もみんなは興味ないと言われたんですけど、取りあえず知ってもらって興味を持つというのをまず最初に始めようという話になったので、まず、SNSなどを利用して、取りあえず県議会などについて知ってもらおうというのが大事だと思っています。

次に、選挙区についてなんですけど、選挙区と若者の関わり合いについてなんですけど、正直どうすればいいか分からない。私たちも、若い人たちの考え的にも、どうすれば若い人が県議会と関わりを持つために選挙区とかをどうすればいいのかというのはいちよつと私にも分からないです。すみません。

○大久保委員 分かりました。整理すると、SNSを活用して政治への関心を広げていきたいと。そういった中で、また我々県議会議員としてもやはりそういった新しいSNSとかメディアを活用した皆さんへのアプローチなりアクセスなりを可能にするような環境、そしてそういったときに現実にも皆さんと接することが物理的にできるような定数の在り方、選挙区の在り方、そういうことが大事なのかなというのを、今お話を聞いて感じたことでした。どうもありがとうございます。

○秋丸委員 ありがとうございます。

先ほどのお話でいけば、県議会議員と接するのは初めてということですよ。

○井上参考人 はい。

○秋丸委員 非常に緊張されている様子がうかがえるんですよ。なので、取りあえず目の前のお水をですね、それはあなたのお水ですので、どうぞ一杯注いでいただいて、ちよつと緊張を和らげていただいて、まだ今から議員は幾つか質問をしてきますので、ちよつと注ぎながら私の質問を聞いていただきたいんですけども、まず、今は恐らく鹿児島市にお住まいなのかなと思うんですけど、どちらの御出身なのかというところから教えてください。

○井上参考人 もともと鹿児島市の出身です。

○秋丸委員 ありがとうございます。

そうすると、一っだけ私が教えてほしいのは、選挙区別の議員定数の話です。先ほど井上さんは、島とかに配慮が必要なので妥当だと。結果として、鹿児島市・郡区ですね、井上さんがお住まいのところは、二減るんですよ。やはり我々もその一票の較差、ここについては慎重にちよつとやっていきたいと思うんです。先ほどは、そんなに一票の較差は開いていないからよろしいのではないかというお話でした。ただ、一人の有権者として自分の地区が二減るといところについて、率直なところのお気持ちとか、お考えとかがあれば参考にさせていただきます。

○井上参考人 そうですね、今回このような機会をいただいて、そういう選挙区とかの資料をもらって、初めて見たときに、鹿児島市の十七人区を見たときに、ほかの県と比べて多いなと思ったのと、あと鹿児島市・郡区が減ってもあまり何とも思わなかったというのが率直なところです。すみません。

○秋丸委員 ありがとうございます。

本当に一票の較差というところは考え方が難しいところですが、二減ということはどう考えていくかというのが一つの今回のテーマだろうと個人的には考えていたのでお伺いしたところでした。ありがとうございます。

もうしばらく質問が続きますので、落ち着いてよろしくお願いします。

○おさだ委員長 それ以外、議会運営委員の方で。

○いわしげ(仁)議員 今日はお越しいただきましてありがとうございます。

井上さんは先ほど、鹿児島市・郡区の人数がほかの県と比べて多いなと思われたということなんですけれども、率直に、もう何も深く考えずに、何人ぐらいだったらいんじゃないかみたいなのはありますか。

○おさだ委員長 答えられますか。別にそれは今の中で本当に素直に思う気持ちで、普通の感覚で。まずそこが制度としてなかなか難しいと思います。だから、そもそも相当勉強されてこられたと思うので、それを安易に、十八だ、十五だ、十六だということはなかなか言いにくいのかなと思っはいるんですけど、今、大体十九が十七になって、それで多いということは認識しているということですね。

それで、人数としてはどうですか、自分なりに答えられるか答えられないかで正直なところをまずお答えしてもらっても結構だと思います。

○井上参考人 ちょっとあまり分からないです。すみません。

○いわしげ(仁)議員 すみません、ありがとうございます。

井上さんの周りで政治家になろうという方はまだいらっしやらないということだったんですけれども、今いろんなところの議論で、一人区という一つの区から一人しか当選しないという場所があると、女性とか若い方々が出馬しにくい、結局、先輩がもう強い地盤を持っていらっしやるから到底勝ち目がないから、若い人とか女性が手を挙げにくいというような議論があるんですけれども、もしそういうことがあるのであれば、一人区でなくてもいいのかなというか、それを二人区にしてもいいのかなと、そこら辺の議論とか考えられたりとか、お友達と話されたこととかはありますか。

○井上参考人 あんまりないと思います。

○おさだ委員長 委員外議員の方はいらっしやいますか。

○宝来議員 いろいろと御意見ありがとうございます。

学生投票率一〇〇%を目指すということで、今出た、選挙区内で一人選ぶ選挙のほうが投票率は上がると思っているのか、選挙区内で二人選ぶほうが投票率は上がると思うのか、何かその辺、一〇〇%を目指すためにはこうであってほしいみたいな何かありますか。

○井上参考人 そうですね、あんまりそういうのは考えたことがないというのが率直で、取りあえず私たちの活動としては、選挙について知らないという子がやはり多いというのが第一印象だったので、選挙を知ってもらおうというのが一番なのでちょっとそこまで考えていなかったです。

○宝来議員 ありがとうございます。

非常に難しい問題だと思うんですけど、最初の説明のときに、県政とのつながりが無いという話があったんですけど、ちょっと意地悪な質問なんですけど、市政、市議会とのつながりというのはどう思っているのかということ、市議会議員選挙と県議会議員選挙というのは学生の中で何か区別されているものなのか、こっちはほうが投票率高い傾向にありますよとか、学生の中で自分の知っている範囲でね、何かそういう統計的なものというのは何かあるんですか。

○井上参考人 そういう統計的なものはないんですけど、周りの認識として県議会と市議会、この話をしたときにまず言われたのが、「県議会と市議会の違いって、まず何」と言われて、やっぱり違いがない、一緒のものという考えの子が多いのかなというのは感じました。

○小川議員 今日緊張されていると思いますけれども、よろしくお願いします。ありがとうございます。

先ほどからも意見が出ていますけど、一人区についてもそうなんですけれども、地方議会、市議会であったり、県議会であったり、国政であったりあるわけですよ。それを押しなべて、全て学生の投票率は一〇〇%にしましょうということに決まったのか。例えば鹿児島市議会や市長選挙って二〇%台だったりするんですけど、投票率が。そういうのを一〇〇%にとって、いきなり難しいなと思いますけど、最初から、どの選挙も一〇〇%を目指すという会なんですか。

○井上参考人 そうですね、私たちが主に活動している選挙は県議会議員、県関係の選挙と、あと国政、参議院などの活動は主にしているんですけど、市議会までは手を出していない状況で、今やっているのは県関係の選挙と国政に関する選挙はなるべく最終的には、いつか一〇〇%を目指そうという感覚でやっています。

○小川議員 ありがとうございます。  
もう一点だけ、先ほどから何人かの方から一人区について出ていましたけど、もし井上さんが選挙に出るぞと思われる場合に、例えばですよ、思っていられっしやらないかもしれないけど、一人区といつてそこに大ベランの方がいらっしやったら、そこに一人しかおられないとなると、出てみようと思われるのかなどうなのかなど。これはちょっと関係ないか。

○おさだ委員長 今のは少し整理してみましよう。御本人に対しての考え方は一応さつき最初の時点で述べていたので、要はなかなかお答えにくいんじゃないかなと思います。

基本的な認識としては、井上参考人がおっしゃったのは、まず、任意合区は必要かどうかとか、広域化をするのは慎重に議論していかなくてはならないと、日置市の二は、鹿児島市の定数はちよつと多いと、十七でいいんじゃないかと。答えとしては出ているので、そこをまた言うと、井上参考人の軸がぶれてくると。もともとの県議会の役割等々をまず言われているところでの話ですから、ちよつと申し訳ないですけど。

○小川議員 分かりました。

○秋丸委員 もう一度ごめんなさい。

先ほど、十七人が多いなど思ったとおっしゃいました。二年生とおっしゃったから前回の県議選のときはまだ選挙権は持つていらっしやらなかったんじゃないかなと思うんですけど、例えば、その十七人区に対して、三十人ぐらい候補が出たんですよ、鹿児島市で。三十人の中から一人を選ぶ、自分が選ばないといけないとなったときに、どう思いますか。どうやって選ぶとかいうのも含めてちよつとイメージをお聞かせいただければ。三十人から一人。

○井上参考人 三十人から一人とか、前、一回そういう話をしたときに、多い人数から一人を選ぶのがまず大変で、何で選べばいいか分からないというのがや

り出たことがあって、多い人数から一人選ぶのは大変で、私たちが取りあえず選ぶときに何を考えているといったら、私もいろいろなんですけど、そのときの気分とかにも本当によるんですけど、私の場合は、若い人、物価高とか賃金問題とかそういうことをやってくれる人を選ぼうというので私はやっています。ほかの子はまだいろいろありました。

○おさだ委員長 それでは、私のほうから井上参考人のほうには御礼申し上げます。  
委員のほうからも、ぜひ若い方々の御意見を率直に聞きたいということで、今日は井上様にもお越しいただいたわけでございます。御理解いただきたく思っています。

本日に貴重な御意見をいただいたと思っています。私どももやっぱり県議会が身近であつてほしいと、そして若い次の世代の方々にしっかりとそういったバトンをタッチであつたり、あるいは未来を担っていくような県議会のあるべき姿というのを構築するために今日は来ていただきまして、心から感謝を申し上げます。また井上様はじめ、皆様の活躍を心からお祈り申し上げます。

誠にありがとうございます。

それでは、退席されて結構でございます。ありがとうございます。

しばらく休憩いたします。

再開は十一時五分でお願いいたします。

午前 十時五十六分休憩

午前十一時 四分再開

○おさだ委員長 それでは、再開いたします。

野中様はオンラインでの出席となりますので、皆さん、御案内のとおり、よろしくお願ひ申し上げます。

NPO法人親子ネットワークがじゅまるの家、理事長の野中涼子様には、本日は本当にお忙しい中、参考人として本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお聞か

せくださるようよろしくお願い致します。

それでは、あらかじめお示ししました聴取事項についてでございますが、野中様の御意見を述べていただきますようどうぞよろしく願います。

その後質疑をさせていただきます。よろしく願います。

○野中参考人 それでは、皆さん、今日は貴重な機会をありがとうございます。まず最初に少し私の経歴・活動についてお話しさせていただけたらと思います。私は、二十二年前に地元である徳之島に戻って助産師として病院で勤務しておりました。その当時は、産婦人科医・助産師不足、島でお産ができなくなるかもしれないということに危機感を持ち、活動をしていた経緯があります。その当時から子育て支援の法人を立ち上げて、法人としては十五年、前身団体からは二十年となっています。

法人が少しずつ大きくなり、産婦人科医の確保、ドクヘリの奄美大島での設置等もあり、落ち着いた頃、平成三十年頃から法人をメインに活動を続けております。コロナ禍では、徳之島療養施設で看護師として勤務をしたり、その後、公認心理師、社会福祉士の資格も取得し、現在は県のスクールカウンセラーとして勤務しております。また、養育里親登録をしており、今まで二人の幼児の養育をいたしました。法人としては子育て支援の理事長をしております。

当法人は、「島の子どもの未来をまもる」のビジョンの下、「子宝の島・徳之島で、楽しく安心できる子育てを支え、子どもたちが未来に向かって輝ける成長を応援する。」をミッションとして活動をしています。

また、その中で鹿児島県内の専門職たちと、にんしんSOSかごしまを立ち上げ、現在、かごふれホットライン運営事業を鹿児島県から委託を受けております。

本日は、そのような立場を踏まえまして御意見させていただければと思います。まず最初に、県議会の果たすべき役割についてですが、鹿児島県議会の役割は、地域住民の声を丁寧聞き、その意見を政策に反映させることです。県議会は、県の条例や予算の決定、行政の監視を行いながら、地域の課題解決や暮らしやすいまちづくりに尽力することと考えております。

全国や他県と比較し、鹿児島県の独自の状況や課題をしっかりと把握し、地域の未

来を見据えた施策を推進します。また、国や地方自治体とも連携し、住民の生活や産業がよりよくなるようリーダーシップを発揮することも重要な役割だと思っております。私たちの暮らしを守り、よりよい地域社会を築くための中核的な存在だと思っております。

二番目の県議会の果たすべき役割についてですが、県議会議員の役割は、地域の声を代表し、住民の暮らしを守ることです。県議会の中で、地域の意見や要望を伝え、政策や条例の制定に関わります。また、行政の施策や予算の執行状況をしっかり監視・監督し、無駄や不不正を防ぐ役割も果たしています。

さらに、災害や地域の課題に対して迅速に対応し、地域の安全と福祉を維持するためのリーダーシップも発揮します。住民のために働き、地域の発展や暮らしやすさを追求することが、県議会議員の最も重要な使命だと考えております。

例えば、里親委託率は鹿児島県は全国平均以下であります。また、妊産婦等生活支援事業については鹿児島県では未設置となっております。委託を受けているかごふれホットラインでは、緊急な相談はまだ受け付けておらず、ニュースで報道される産み落としを防ぐためのアクセスしやすい緊急相談の窓口というのは、県では今のところありません。

三つ目の県議会の総定数についてですが、次回の一般選挙に向けて、議員定数についての見直しは重要だと考えています。

まず、平成十九年に議員定数を減らしたことも踏まえ、その後の人口動向を考えると、やはり現状も見直す必要性があると感じています。鹿児島県は人口減少が続いており、これに伴う議員数の削減も検討すべきだと思えます。

鹿児島市は中核市として多くの事業を単独で行えるため、県と市が連携して課題に取り組むことができると考えます。県として、そうした地域連携を進める中で議員定数の適正化を図ることが重要です。住民の声を反映しやすく、効率的な議会運営を実現するためには、今後も地域の実情や人口動態をしっかりと考慮しながら、議員定数の見直しを進めるべきだと考えています。

四番目の選挙区についてです。

選挙区の広域化や合区は、人口減少が進む中で議員の一人当たりの人口較差を縮め、選挙区の効率化を図るために重要だと考えています。地域の実情や住民の

意見を尊重しながら、必要に応じて選挙区を広域化し、複数市町村を一つの選挙区にすることで、公平な代表性を実現できます。

ただし、地域の特色や住民の理解を得ることも重要です。地域の声をしっかりと反映し、住みやすいまちづくりにつながる選挙区の在り方を模索していく必要があると考えます。

選挙区別の議員定数についてですけれども、選挙区別の議員定数については、原則として人口比例に基づいて定めるべきと考えています。これは各地域の声を平等に反映させるため必要な考え方です。しかし一方で、特別な事情がある場合には、地域間の実情や特殊事情を考慮しながら、人口だけでなく地域間の均衡を踏まえて調整をすることも認められていると思います。

私自身離島に住んでいますので、地理的な格差が経済・教育・産業・福祉など様々な面で大きな差を生じていることは実感しています。ただし、住んでいる地域のことは理解していますが、他の地域については知識や見識が乏しく、具体的な判断は私自身難しいと感じています。

今後も、地域の意見をしっかりと把握しながら、適正な議員定数と選挙区の設定について議論を深めてほしいと願っています。

以上になります。

○おさだ委員長 野中参考人、貴重な御意見、誠にありがとうございます。

それでは、これから私も委員のほうからの質疑に移らせていただきますと思いますが、議会運営委員会の委員のほうからございましたらよろしくお願いいたします。

○いわしげ(仁)議員 野中さん、今日はありがとうございます。鹿児島市・郡区のいわしげ仁子と申します。今日はどうぞよろしくお願いたします。

先ほど御意見いただきましたまして、ありがとうございます。

野中さんとしては、定数を人口問題とかを考慮しながら削減することも、見直すべきだということと、あと選挙区についても、地域の声をしっかりと反映する選挙区の在り方を模索することが必要ということだったんですけれども、野中さんが今思っているように、選挙区のことはいくらもつづけていいんじゃないかと広域化とか、何か定数にしても、ここは何人ぐらいでいいんじゃないかと、具体

的なお考えがもしあられたら教えていただければと思います。

○おさだ委員長 野中参考人、よろしくお願いたします。

○野中参考人 御質問ありがとうございます。

申し訳ないんですけど、ちよつと具体的な数とかというのは、やはり私、県内の全域のことが分かるわけではないので申し上げにくいなと思っております。ただ、人口が減少していく中、やはり議員の見直しも必要だなと思っております。そういった人材の方が一人でも、ほかの地域のこととか、ほかのところでの活躍の場所みたいなもので、全体的な産業とかそういったものを支える県議会議員になってもらえたらいいなと思っております。以上です。

○いわしげ(仁)議員 ありがとうございます。

○大久保委員 どうもお話ありがとうございました。

先ほど、人口減少の中、定数の削減をというお話の中で、人口比例の原則をあまり突き詰め過ぎると、場合によってはまた地元から議員が消えてしまったりとか、そういう弊害もあるようなところがあるかと思いましたが、そのあたりについては、離島にお住まいでもございますので、どのようにお考えかお聞きしたいと思えます。

○おさだ委員長 野中参考人、よろしくお願いたします。

○野中参考人 御質問ありがとうございます。

そうですね、私もそのような定数の削減というのは人口減少の中で致し方ないと思っておりますが、やはり地域の声が反映されるということが大事だと思っておりますので、具体的にこうやるというのはちよつと私、見識もなく分からないんですけれども、ほかの自治体とか、さつきも申し上げたように市町村とかそういったところと連携をしながら、地域の声を上げやすい方法、方策みたいなことを検討していただけたらなと思っております。

○大久保委員 ありがとうございます。

○たいら議員 本日はどうもありがとうございます。鹿児島市・郡区のたいらと申します。本日はよろしくお願いたします。

先ほどお答えいただきました一番と二番、議会の役割と県議会議員の果たすべき役割、非常に明快で、私もこの内容について同感しているところです。

一つ質問としましては、今の議会の役割とかそういうもの等に照らし合わせてみて、現在の鹿児島県議会をどのように評価なさっていらっしゃるかというのが一点と、もう一つ、例えばそういうもの等について、改善する立場でいろいろと考えた場合に、定数をやはり見直していく、そういった話では、減らしていくことも致し方ないということなんですかけれども、それで例えば本来のこの議会の役割、議員の果たすべき役割というのが前に進んでいくのかということに関しましてはいかがお考えでしょうか。

○おさだ委員長 野中参考人、よろしくお願いいたします。

○野中参考人 ありがとうございます。

そうですね、今の鹿児島県議会についてですけど、やはり私たちの生活の身近にあるのは、どちらかというと市町村自治体になっていて、なので、県の議会がどんなことをしているのかというのとか、自分たちの生活に直に関係しているのかということも何となく分からないようなことがあります。それはやはり距離感みたいな、近さみたいなどころがあると思うので、ちよつと私もこういったことに詳しくないので、生活、事業をしている中で、例えばこれは実施主体が市町村だ、これは実施主体が県だみたいなどころがあつて、どうしても県のほうにお願いしなければならぬということがあつたりだとか、そういったときに県ということが浮き彫りになってくるんですけど、なかなか日常生活の中で、県の議会がどうあるとか、県がどうあるということがまだびんときていないというようなことです。すみません。どのような返答をしていいのかわからないんですけど、そんなのでよろしかったでしょうか。

○たいら議員 どうもありがとうございます。

○禧久委員 野中さん、どうもお疲れさまです。大島郡区の禧久です。

質問というよりは、ちよつと確認のためにもう一度お聞かせいただきたいと思えますが、ウェブなものですから、野中さんの声が途切れたりしてしつかりと確認できなかった部分がありますので、お聞かせください。

野中さんの発言の中で、議員の総定数の件や、また広域に関する件や、また選挙区別の議員定数に関してのお答えがございました。

ポイント的に言いますと、定数に関しましては人口比率というのが一つの基本

になる。そういう観点からして見直すべきでないのか、もしくは選挙区にしましては、広域という観点からも見直すべきではないかというお考えだと認識いたしますが、その反面というか、もう一点では、地域にはそれぞれの特色がある地域は当然ありますが、私たちが住んでいる大島郡区というところは地理的条件が非常に厳しい部分がありまして、現在幾らITが進んでいるとあって、電話、携帯だけで実情を知るといのは物すごく難しい部分があつて、要望、陳情があつた場合はすぐ飛んでいってその状況などを見なければならぬという部分があります。また、政治的にもいろいろと特色のあるところもあります。

したがって、人口比率というのも一つの大きな要点であります。地域の地理的特色という、そういった部分も考えていかなければならないと野中さんのお話を聞いて解釈をしたのですが、そういう解釈でよろしいでしょうかという確認であります。

○おさだ委員長 野中参考人、どうぞよろしくお願いいたします。

○野中参考人 御質問ありがとうございます。

はい、おっしゃったとおりでいいかと思えます。よろしくお願いいたします。

○禧久委員 ありがとうございます。

たまに私や寿県議も島に帰ったりしますので、時折、定数に関しまして気づいたことがあつたら、また御指摘をしていただければありがたいと思えます。

今日は本当にありがとうございます。

○おさだ委員長 議会運営委員会の委員の中でそれ以外にございませんでしょうか。

特段ないということで、委員外議員の方はいらっしゃいますでしょうか。

○宝来議員 野中さん、ありがとうございます。

鹿児島市・郡区の宝来です。いつもお世話になっております。

一点だけ確認なんです。四番目の複数人化する、選挙区を一緒にして複数人化したほうがいいのか悪いのかというのを、端的に何かもう一度お示しただければと思います。

○おさだ委員長 野中参考人、お願いいたします。

○野中参考人 御質問ありがとうございます。

私も書類をいろいろ読ませていただいて、一票の較差だとかそういうことも考えながらやらないといけないんだということもまた改めて思ったので、そういった意味ではやはり広域である程度しないといけないこともあるかなと思います。

なので、端的にというのは難しいんですけど、もし任意合区していくのであれば、ただ、散らばってしまった広域をどうやってその意見をまとめ上げるかということ、例えば地方自治体の人たちとかと連携して上げていけるということをしていくような形にしないと、このままでいけばどんどん人口減少が進んでいく中で、やはり議員の人数だけは減らさないというような形というのは難しい現状にあるんじゃないかなといったのが私の意見です。よろしかったでしょうか。

○宝来議員 ありがとうございます。

今、参議院議員選挙で県ごとの合区というのが行われまして、実際それがかなり障害があるということ、また元に戻そうかという議論も出ているところで、合区の難しさというのは非常にあるのかなと思います。

野中さんが考える中で、人口比率というのと自分の担当エリア、議員の持つ担当エリア、どちらが重要なとお考えでしょうか。

例えば合区になると、非常に広い地域を見ないといけないと、その議員が。人口比率でいうと、鹿児島市は十七市区あるので、非常にたくさんの方で狭い鹿児島市を見ていると、地方に行くとやはり人口が少ないので広いエリアを一人で見る。それもなおさら、合区になってしまえばさらに広いエリアを議員が担当することになるというところの何か弊害というか、そういうものが特に離島にいらっしやれば感じるのかなと思います。島独特の文化圏がそれぞれの島で違うと思うので、単になかなか合区というのは難しいのかなと思いますが、今、私の話した中で何かお気づきの点があれば御意見いただければと思います。

○おさだ委員長 野中参考人、お願いいたします。

○野中参考人 ありがとうございます。

選挙をするときにはその地域からリーダーを輩出するんですけど、その方々が議員としてその地域のことだけかしないわけではないと思うんですね。皆さん、県全体のことをされていくし、中には自分の得意分野だとか興味のある分野のこ

とを、県内全体のことを進めていくというのではないかなと思うので、必ずしも、広いから、その行政区から、そこに一人ということじゃなくて、それこそ県議会の皆さんで鹿児島県全体を支えていくということでもいいんじゃないかなと思います。

○宝来議員 ありがとうございます。非常に参考になる意見でございました。

我々も、やはり県議会というのは県全体を見るところだと思えますが、本当に鹿児島市内に住んでいると離島の状況というのがなかなか分からないので、行政視察とかで行ったときとかぐらいいいか、かいま見ることができないので、今の視点是非常に大事だったなと思えましたので、今後我々ももっと積極的に、県全体という視点で物事を進めていけたらいいかなと少し反省したところです。ありがとうございます。

○おさだ委員長 ほかにもございませんか。

「なし」という者あり」

○おさだ委員長 ないようでございますので、それでは野中様に対する質疑は終了します。

この際、委員会を代表しまして、着座でございますが、一言御礼を申し上げます。

まずは、今日には本当にお忙しい中、こうやって私どもの参考人としていろいろと意見を述べていただきまして、ありがとうございます。

今回は、先ほどは学生の方にも参考人として御意見をいただきました。そしてまた野中様であったり、女性の方の御意見であったり、離島の方の御意見であったり、丁寧にも、御意見をいただいているところでございますので、私たちもまた参考人の方々の御意見を参考にしながら、しっかりとまた問題意識を高めていきたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。今後ともどうぞご活躍を心からお祈り申し上げます。ありがとうございます。

○野中参考人 ありがとうございます。失礼します。

○おさだ委員長 それでは、休憩といたしますが、再開は十三時といたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

午前十一時三十分休憩

午後 一時 再開

○おさだ委員長 再開いたします。

広島大学大学院の人間社会科学科教授でございます新井誠様には、お忙しい中にもかかわらず、参考人として本委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新井様は、現在、全国都道府県議会議長会が設置する都道府県議会選挙区制度研究会の委員も務めていらっしやいまして、大変お詳しいということをお伺っております。

委員会を代表して心からお礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をぜひいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座いたします。

それでは、あらかじめお示しました聴取事項につきまして御意見を述べていただきますようお願いいたします。

その後、私ども委員等で質疑をさせていただきますと思っておりますので、どうぞ新井様よろしくお願いいたします。

○新井参考人 御紹介いただきました広島大学の新井と申します。

本日いただいております質問事項の概要は一番最後のところに実は載っていますが、できれば前のほうから順を追って説明させていただきますと思います。

資料を御覧いただければと思います。

私は憲法研究者です。憲法研究者の場合は、多くの場合は特に裁判所の判決などを一つの論拠にして、一票の較差というものを非常に強く是正しなければいけないという立場の方も多いんですが、私は実はかねてより、そういうスタンスだけでは様々な代表の在り方はちょっと問題があるのではないかと頭を叩いて、実は入れているところがございます。とりわけ、後でも出てきますが、国政選挙なんかですと、最近、参議院で合区というのがあったりしますが、非常に問題の多いシステムではないかと思っております。

その「はじめに」とありますように、報告者の基本スタンスは、投票価値の

平等はとても重要なんですが、それは一つの考慮要素であって、議員の選出の場面ではその他の考慮事項も重要だということがまず一つあると。

また、都道府県とかその他地域の枠組みというのが、議会の代表形成にとっては重要な意味を持つ、また各地域住民もそのことを意識しているんだということが一つあるかなと思えます。

また、そうしたことを受けて、憲法解釈もそうした要素を無視しているわけではないはずだという、そんなスタンスを持っております。

本件、今回いただいた報告の課題は、恐らくどこの都道府県でも問題となっていることかと思いますが、一つは人口減少、また一極集中ですね、都心部対その周縁というものが、その関係性が非常に進んでいく中での現代の都道府県議会における代表者選出の在り方、このことを鹿児島事情も踏まえつつお話しできればと思っております。

まず、ごく簡単に、国政選挙の一票の較差と都道府県議会選挙の一票の較差の考え方の違いというのをお話させていただきますと思います。

国政選挙でよく問題となります一票の較差問題というのは、まず憲法上の考慮要素というのが、一つは投票価値の平等を確保しなければいけないことがあると、また、全国民代表というものが特に憲法には定められていて、一部の地域の代表なのではなくて、選ばれた以上は全国民の代表なのだとすることが意味があるんだということがございます。

また、国政選挙の場合には他方で両院制システムを設けているので、実は衆議院・参議院というものの関係性をどう捉えるのかということによって、代表の選挙の仕方というものを考える必要があるかなと。

また、これは国政については特に言われていますけれども、地方もこれは同じかもしれません、選挙事項の法定主義というものがあって、国会による制度設計というものが程度可能となるということがあります。

この一票の較差の問題をめぐることは、御存じのとおりかと思いますが、最高裁が大体、国政選挙の後に答えを出してくると。なぜならば、これについて毎回、選挙無効訴訟を提起される方々がいらっしやるからというふうなことになると思いますが、これによって、しかし歴年的にいろいろ見ることできるということがあり

ます。

なぜこの最高裁の判決が注目されるのかという話になりますと、この一票の較差の問題は、このずっと長い三、四十年を見ますと、大体、最高裁の判決に対して国会がどういふふうに対応するかというかキャッチボールによって改革が進んでいるというところがあるからだと思います。

二ページに行きますが、最高裁の伝統的理解としては、特に衆議院に関しては実は昭和五十一年の大法廷判決というのが重要になってきます。このときに「国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政に反映されること」ということが言われておりました。また、投票価値の平等というのは、「国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべき」ということが言われていました。

最高裁の判断手法というのは実はこれ以降ずっと基本的には変わっていません、まずは合理的な範囲を超えた差異となっていてどうかということ、入口的に平等との関係を議論をして、その後、それを要はある程度なくす努力みたいなものを国会がどの程度しているのかということがありますが、ただ、この間に、もう一つ、平等原則というものの以外の利益をどういふふう調整するのかというような問題も実は絡んできていたわけなんです、しかしながら、実はだんだんと最高裁は一票の較差を厳格にという方向に寄っていつているということがあります。

ちなみに、特に衆議院の場合は、かつて特に小選挙区時代に突入してから、一つ別枠方式というものを取っていた。つまり都道府県に一枠は必ず設けるんだというところを取っていたけれども、これについて結構厳しい姿勢を示したときがあります。

要は、あらかじめ一枠取っておいてさらにではなくて、ちゃんとやはり人口比例原則でやりなさいということをやったと。もちろん結果的に見ると、今のアダムズ方式でも一人別枠的な感じには実はなっているんですが、それでもなお、明白な一人別枠みたいなことをやるのは問題があると。

参議院についてはさらに言いますと、かつては結構、都道府県代表的性格というものに重きを置いていたはずなんです、平成の大体二十四年か二十六年あた

りの判決が非常に厳しくこのことを批判している。

要はこのときに何が合ったかというと、特に国会の側では、要は一票の較差を変えるために合区とかをするべきかどうかみたいな話があったわけなんです、最高裁が平成二十四年、二十六年あたりに、合区でも何でもしろという言い方はしていないけれども、しかし、都道府県にこだわる必要はないはずなんだということをやったので、これによって合区というものが入れられたという話があります。

しかし、合区問題は、実は御承知かと思いますが、全国の都道府県の知事なども、ある一部の地域を除いては非常に厳しく、この制度はおかしいのではないかといいことで知事会で決議をしたりとかして、現在、国会のほうでも結構、もともと導入はしたものの、やはり合区というのはいろいろ問題があるのでないかということが言われて、できれば解消していきたいということが言われている状況であって、実はそういうことを受けてなのか、国会のほうも最近合区に対するスタンスがまた変わってきているかなと。

もともと平成二十四年とか二十六年の判決は、都道府県という枠組みは、要は選挙制度を支えるためにあるわけではないというスタンスだったのが、平成二十九年以降ぐらいの判決では、別に都道府県というようなものを選挙区の中で重視してならないわけではないという言い方にまた戻ってきて、最近の令和五年の最高裁の判決ですと、合区導入後に、その対象の地域となった県の人たちの中に、投票率の低下とか無効投票みたいなものが出てきていたりするといふ話になってくると、有権者の中にやはり自分たちの県から誰か代表を出せるんじゃないかと、そういうことを思っている人たちはいるはずなので、このあたりの利益をどうするのかというのをきちんと考えなきゃいけないですよということを最高裁も述べていたりすることがあります。

国会の場合はそういうことがあるので、これをどうするのかということで、最近参議院の中でも、要は参議院の在り方みたいなもの自体がどういふものなのかということをやめて考えたりとかして、特に両院制なので、衆議院とやはり違う形の何か選挙制度みたいなものを入れられないかということですかね。

要は、あとは特に参議院のほうで都道府県の利益を拾うような何かシステムと

いうのを構築することによって、都道府県ごとの選挙区というものを維持できないかみたいなそんな、模索もされているのかなという感じがあります。

さて、他方で、都道府県議会選挙の一票の較差の考え方を国政との違いを意識しながらお話しさせていただきたいと思えます。

まず、憲法上の考慮事項としては、これは国政と同じように、投票価値の平等というものが要求されるというものはあるかなと思えます。他方で、憲法上の全国民代表というものとの関係で言うならば、憲法上には全都道府県民代表規定みたいなものというのには特に憲法には置かれていない。つまりこれは何が言いたいかというと、要は各地域で選ばれたら、その地域の代表としてではなくて全県民の代表として云々という、この話がちよつと消えているかなということがあります。もちろん憲法を類推的に解釈して、都道府県においても、一度選ばれたからには全県の代表なのだということは理解することは可能かなということはありませんが、明確な規定としては置かれていないということがあります。

他方で、憲法には地方自治の本旨ということが書いてあって、住民自治と団体自治に基づく自治体運営というのが言われているわけですね。とりわけ今回の話ですと、団体自治に関わる問題、住民自治もさることながら団体自治、要は各市町村がある程度の団体自治をきちんと確保できてこそ地方自治が成り立つんだと、このあたりは非常に関係してくるかなと思えます。

もう一つ、これが国政との大きな違いかなと思えますが、憲法には地方の選挙のことについてあまり書いてはいないんですが、実は地方議会の選挙のことについては、結構地方自治法とか公職選挙法の規定の中にいろいろ規定を設けていて、その中の問題が出てくるので、合憲性の問題とともに合法性というんでしょうかね、法に照らしてどうなっているのかというものが求められる。

逆に言うと、規定自体の違憲性の問題は出てきたりはするんですが、規定の違憲性の問題というのは後でお話ししますけれども、ほとんど実は表立って出てこないことが多いかなという感じで、大体合法性の問題で終わっているということがあるかなと。

実はこの地方自治に関しての議会の選び方については相当程度、地域の事情規定みたいなものを置いているんじゃないかなということを私は思っていて、これ

をどう評価するかというのが重要になってくるかなと思えます。

二の(二)のところは、もう皆さんよく御承知のことかと思えますが、ごく簡単に説明しますと、法律上どういうものが選挙区設定について考慮事項になっているのかということについては、基本は公選法の十五条のところに書いてあるようなことであって、都道府県議会の選挙区をめぐる基本原則が幾つか書かれているかなと思えます。御覧いただければいいのかなと思えます。

他方で、議会議員の数と特別の事情による地域間均衡の考慮したいものが十五条の八項に書いてあって、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会議員の数は、人口比例で条例で定めなければならないけれども、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」ということで、このただし書規定が非常にある意味、大きな役割を担っているところがあるかなと思えます。

また、鹿児島ではこの事例についてはないようですが、その④と書いてある、都道府県議会における特別選挙区という公選法の二百七十一条規定というものがあった、「昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる」とあって、先ほども言いましたように、鹿児島ではもうこれに該当するものがほとんどないようなんですけれども、各都道府県なんかにおいては、要はかつて一つの選挙区としてあったんだけど、もう全然基数が〇・五を大分下回ってはいるんだけど、そのまま残していたりするという事例なんかもあったりします。

さて、こうしたことで一つ考えなければいけないことは、実はそもそもこれらの規定自体が憲法的には違憲になるのではないかと、そういう議論というのが一つあり得るはずなんです。ところが、この後ちよつと見る最高裁なんかもあるんですが、ここに書いてある③の後段というのは、いわゆる「特別の事情のあるときは」というふうなところもそうですし、または先ほど言った昭和四十一年一月一日現在においてのいわゆる特別選挙区というふうなことにしても、こ

れについて違憲宣言をしたことは一度もないことになりす。そもそもこの規定の憲法適合性について言及した例もほとんどないというのがあります。多分、訴訟当事者の争い方ということにも関係しているのかもしれないませんが、このあたりが実は最高裁では必ずしも違憲であるということと言われたことはないというのがあります。

さて、そうしたことを受けて、要は各都道府県では条例とかで地域の定数なんかを決めているかなと思いますが、各都道府県の事例をめぐる近年の最高裁判決としては、一つ注目されるのは、十五条八項関連では、令和七年の一月二十八日の千葉県議会議員選挙のことが一つ注目されるかなと思います。

これについては、どういうことを言っているのかというと、基本的には人口比原則なんだけれども、しかし、それについて地域の事情なんかを踏まえた修正が可能であるということを行っているということがあります。

これは、この判決の大本を見ると、一つ重要になってくるのは何かというと、千葉県の場合は逆転現象が実は起きていたんだけど、その解消みたいなものをした上でこのことが実は議論されているんですね。なので、実は最高裁は、逆転現象みたいなものを解消する努力はしているだろうということが一つの要素になって、結果的にこれについて特に不合理な点はないんだということを行っているというのがあります。

ただ、よくよく読んでみると、この逆転現象ということ自体が、それ自体が唯一の根拠となって判決自体のいわゆる結論、つまりそうした地域間調整は合理的なんだということを言っているかということ、そうでもないというか、一つの要素なんだけれども、必ずしもそれが決定的な要素になっているわけではないかなというのがあります。

また、特に特例選挙区の関連でいうと、令和五年の愛知県議会議員の問題もありますけれども、こちらのほうも特に不合理な点はないということを行っている。一つ基準を出しているとするれば、四ページから五ページのところにかけての五ページの上のほうに書いて、線を引いた場所ですけれども、「当該選挙区の人口を議員一人当たりの人口で除して得た数（以下「配当基数」という。）が〇・五を著しく下回る場合には、特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解される」と

いうことを言っています。

これは特例選挙区の話なので、今度は公選法の二百七十一条のほうの話になってくるわけですが、この「〇・五を著しく下回る場合には」という言い方をしています。これは結構なかなか難しく、〇・五を下回っているだけではなくて、著しく下回っているというものが重要になってきているんですね。

では、この著しくの具体的なラインというのは何かあるのかという話なんです。が、実はこの判決の原審、高裁は人口較差三倍みたいなことを一つの基準としたんだけど、実は最高裁はこのことをもう落としちゃっているというか、具体的な明示をしなかったということがあります。ですから、〇・五を著しく下回る場合ということの解釈というものをどうするかというのは実は残ったままということになります。

さてもう一つ、特例選挙区として、一つ注目したいのは、島部の選挙区問題、島の選挙区問題がありますが、実はこれは東京都の事例ですけれども、東京都は島の選挙区、小笠原とかあの辺りを全て一つの選挙区にして、先ほど言った配当基数の観点からすると大分〇・五を下回っていて、〇・二二一の段階なんです。こちらについては、都道府県の中の、特に東京都の中の島の特性というものを非常に重視して、そこの特有の行政需要を持っているのであってということ、〇・二二一だったとしても、これ自体に不合理なところはないということを行ったというのになります。

さて、こういうことを受けて、どういうふうにかこれらの最高裁の判決を評価できるかというと、恐らく最高裁は、現状においては都道府県議会議員の選挙定数に関しては結構広い裁量を承認しているかなということがあるかなと思います。結構、実はまあまあ一票の較差なんかもあったりはするんだけど、基本的には暗黙的には承認しているのかなというところがあつたりします。

もちろん最近の先ほどの令和七年判決なんかでは、宇賀先生という行政法の有名な先生ですけど、宇賀先生が最高裁の判事をやっていて、宇賀反対意見なんかがついていたりもするんですが、つまり特別の事情みたいなものがあるかないかについて、都道府県側がちゃんと立証責任を負うはずなんだみたいなことは言っているんですが、基本的には法廷意見としては、広い裁量を承認しているのか

なというようなことがあったりします。

では、こういうことがなぜ合理化されるのかということについて、幾つかの説明を見ますと、一つは、判例解説をされた裁判官の調査官という人たちが出している調査官解説というのがあります。そこなんかでは、都道府県政というのは市町村行政をカバーするという役割があつて、弱小な市町村ほど都道府県が市町村行政をカバーする必要があるという現実があるんだと、市町村行政が脆弱な弱小な市町村の行政需要に十分に応えられなければ、都道府県としての長期的展望に立った均衡の取れた行政施策を実現することはできないということがあるんだと。となつてくると、これなんかやはり都道府県と市の役割というものの関係の中で、国政とは違った多分理由づけでこの調整というものを合理化しているかなということがありますね。

小規模公共団体の声を特に吸い上げたりとか、あるいはこういう小規模公共団体の機能を県が肩代わりする場面というものもあるのかもしれませんが、そういうことを重視しているんですが、ただ、実は理論的には、だからといって、では一票の較差を後退させていいんだらうかという問題は実は残るような気もするんですが、ただ、それでも恐らく国なんかとはちよつと違った理由の理屈がここに採用されているかなということがあります。

他方で、この最高裁の判決なんかを見るに当たっては気をつけなければいけないということは、結構気になる問題としては、ここで言う、特別の事情とか、著しく下回る状況というものについて、最高裁が具体的に何か挙げているのかというと、先ほども言いましたように、実はほとんどそれについてきちんとした基準は挙げていないんですね。

そうすると、要は判決をそれぞれ見た側が、これは特別な事情があるかどうか、著しく下回るかどうかということ結局見極めて、制度化する必要があるわけですから、しかし、こういうことについては、実は最高裁のさじ加減一つで決まっていく可能性があつたりするのではないかと。たまに、もしかしたら、ある事例が起きたときに、急に違法判断をされる可能性が出てきたりする可能性はあるんだということですね。なかなか特別な事情とか、著しく下回るといふこと、具体的な中身を見つけてるのは厄介な話だということがあるかなと思いま

す。

さて、こうした大前提のを受けて、鹿児島県の事情を踏まえた検討をしたと思います。

私も鹿児島のことについていろいろ知っているわけではないので、ちよつとミスがあれば教えていただければと思いますが、鹿児島県の特徴としては、私が調べる限りにおいては、県領域の広さというのが一つあるかなと思います。とりわけ全国的に見たら北海道みたいな例もあつたりはしますけれども、そういうものはちよつと置いておいて、九州の中でも非常に県域が広いというのが分かるかなと思います。

また、島嶼部があるんだと、島というものを有しているんだということがあるということ。

また、私がちよつと幾つか見る、特に実は北海道を最近ちよつと勉強する機会があつたんですが、北海道なんか比べると、市部の選挙区と郡部の選挙区との合区が比較的進んでいるのではないかなという印象があります。

もう一つ、先ほども言いましたように、公選法二百七十一条の特例選挙区問題は、基本的には問題となっていない。どちらかというと公選法の十五条の八項の問題が特に問題となるのかなという感じがあります。

さて、鹿児島県の議会議員の定数は多いのかということについてですけども、これは各都道府県の人口と議会構成人数との関係から大体設定がされている場合があるかなと思います。全国的な傾向としては、人口少数県のほうが一人当たりの人口は少なくなる、より代表制が密になるといふ言い方をしていますが、これはこの後の関係でちよつとそういう言い方をしています。ただ、全国的な比例性が同一に確保されればそれは正義なのか、つまり人口と議会議員の割合というのが同一化されればそれは正義なのかというと、私は結構、各地の事情を踏まえた検討の必要性があるかなということがあるかなと思います。各地の事情というのはいま何なのかというと、一つには先ほど言った領域の広さといった問題、また鹿児島なんかも含めて、島嶼部などの問題というのが多分あつたりするのかなと思います。

そう考えますと、総定数を増やすことそのもの自体については、私はそれほど

問題はないのではないかなと思つてゐるところです。これは恐らく、しかし他の都道府県さんなんかを見て、それとの関係でうちも減らさなければ、また、やはり県民の考えというんですかね、そういうものを見た場合には、減らさなければいけないのではないかということはあるかもしれませんが、実は減らせれば減らすほどに、先ほど言った代表制の密度というものは要は濃くなくなつてしまふということがあつたりする場合に、総定数自体を減らすということ、そのもの自体が正義だとは言えないかなと思つて。

しかし、増やすなら増やすで、当然ですが、議員報酬をめぐる課題みたいなものは出てくるかなということがあります。人口の多い都道府県なんかはお金持ちなのか、結構そもそも議員歳費は高かつたりするということがあるかなと思ひますが、そのことは、同じにすることというよりも、やはり議員さんを増やすのであれば議員報酬の問題は当然出てきてしまふのかなということがあります。

さて、②に議員と「近接性」ということを書いてあります。従来の議員定数問題というのは、基本的には人口較差みたいなものが重視されてきてゐるんですが、しかし、この人口の較差問題ということは一つの要素としてあるとしても、実は議員と近接性の問題というのは、人口の較差の問題だけ、人口の問題だけで埋まるのかどうかというものを私は思つてゐるところがあつて、実は住民と議員との間の質的・量的近さみたいなものを代表制のメルクマールとして見る考え方が最近出てきていて、具体的には何かというと、これは例えば人口とかのほかに面積ベースみたいなものを考えるべきではないかなということがあります。

鹿児島の場合は、他県との関係性から見ると、人口ベースで見ても、面積ベースで見ても、ある意味の標準的な数かなと思ひますが、実は先ほど私が勉強したという北海道なんかの事例を見ると、やはり北海道は結構困つてゐるといふか大変だということを実はちよつと話を聞いたつてゐるところがあります。

よく北海道と九州は比べられることがありますよね。つまり北海道と九州は、面積ベースからすると北海道のほうがちよつと広いぐらいなだけで、しかし北海道は道一個しかなくて、九州は県が幾つもあると。そもそも地域の代表として要は知事さんが国に何人も出せるけど、道は一人しか出せないということ、

北海道ではたまに出てくる分県論みたいなものがあつたりしますが、実はこれがまさに密度の問題ということになるわけですね。つまり、代表の密度というものが非常に人口ベースだけではなくて広さのベースでも登場してくるといふことをここで言いたいということがあります。ただ、鹿児島の場合には、これについてはある意味標準的なところに今はいるのかなということがあるというのが(二)で言いたかつた話です。

次に、(三)でお話をしたかつたものは何かというと、実は私たち、よく一票の較差の問題というものが解決すれば、選挙区の制度の問題というのは解決したと思われがちなんです、実はこのことについて少し違う見方もできなくはないかということ、結構最近注目されています。それは、同一選挙内における異なる選挙制度が導入されているんだということが問題となつてゐます。

例えば、これは分かりやすいことですけれども、複数選挙区というものが幾つもあるわけですよ。ところが、要は小さい選挙区になりますと、単数の選挙区、定数一人、つまり小選挙区制が取られてゐると。そうすると、実は小選挙区制と大選挙区制というものというのは、実はこれ自体が一つの選挙制度の中で二つ同じように取り入れられてゐるのは問題があるのではないかということ、言われているわけですね。

これは実は鹿児島県は、大昔に中選挙区を衆議院で取つていたときに、唯一全国一つ、小選挙区があつたということ、よく問題視されたりしたことがあつたかなと思ひますが、小選挙区とそうでない選挙区と相当程度の差があつたりするわけで、それは何が違うのかというと、結局その地域住民が地域によつて投票行動が変化せる可能性があるわけですね。小選挙区では少数代表が選べないから、より妥協的な投票を迫られる可能性というのがあつたりするわけですね。要は、こちらのほうが取りあはずいだろうということ、より出てくる。それに対して、大選挙区とか中選挙区の場合はいろんな人たちを選べたりするので、要は妥協することなく投票ができるということがあつたりするわけで、そうしますと、ここで問題となつてくるのは何かというと、一つには、やはりこういうことの較差自体、一人区解消みたいなことをすべきではないかということが多分あつたりするのかなという話があるわけですね。その較差を是正していくということ、

要があるかなと思います。

他方で、実は一人区解消の短所というものもあって、これは何かというと、地域代表的な性格が希釈されるということが出てくる。また、あるいは代表を出せない地域が増大する可能性というのがある。つまり合区をすればするほどに、要は小さい町村などは、その地域の代表が出せなくなったりするという話なんです。これはそもそも代表制というようなもの自体で何を重視するかということが要は結局問われてくる。つまり、地域の代表性を取るのか、政治的な党派とかの代表性を重視するのかと、こういうことが多分一つ背後にあって、このどちらを重視するのかによって変わってくるかなと思います。他方で、今お話をしていたのは、しかしながらそのどちらを重視するとしても、小選挙区とそれ以外の選挙区の場合にはそもそも質的差があるということを見るべきかということがあるんだという話ですね。

この(三)の問題にも連なる話かもしれませんが、(四)では、人口多数都市の大選挙区をめぐる課題というのがあるわけですね。

今回いろいろ資料を見せていただきましたけれども、鹿児島市を中心とする区の定数は十七人であるということで突出していて、これは各都道府県の中で見ても、政令指定都市の場合は多くの場合が分區をしていることが多いわけですね。そうすると政令指定都市では大体六人とか七人ぐらいまでに収まっている。しかし、政令指定都市ではない中核市などの場合にはそれをあまりしておらず、そのまま人口比例のままに十何人、とりわけ鹿児島は全国でも多分一番多い十七人区というのを取っているかなという話があるわけですが、実はこれは先ほども言ったような一人区との関係でいってもそうですし、あとは中選挙区のもう少し小さいところとの関係でいっても、あまりにも定数差が大き過ぎて、やはり選挙民自体の選び方が変わってくるかなということがありますね。また、逆に言うと、鹿児島市の人にとってはいろんな人を選べるということがあったりする。地域の代表というよりも、自分がいいなと思う先生を選べるということがあったりする場合に、こういうふうなことの較差解消はどうするのかというように出てくるかなと思います。

次の問題も結構関わってくる話なんです。島嶼部をめぐる課題ということが

あったりします。島嶼部の私がちよつと今回見せてもらった範囲なので、幾つか何か特徴的なことは何かかなと思ったときに一つ挙げられるとすれば、鹿児島の場合、鹿児島市と鹿児島郡というところの同一選挙区、ここが要は合区されているということがあったりするかなと。これはしかしちよつとお話をいろいろ聞いてみると、やはり鹿児島の中では、これが同一選挙区になっているというのは一つの合理的な理由があるのかなと思うわけですけれども、地理的な結びつきからすると、やや遠かったりするのかなと思ったりする。あとは、人口がもうとても少ないから、なかなか独自の代表を出すわけにいかないのかもしれない。やはり島部代表が選出しづらくなるという状況があったりする。

東京都の島嶼部なんかの特例選挙区との比較でいえば、東京都なんかは、もう島を全て一つの区にしている。そうすると島固有の悩み事みたいなものというのをそこで代表させることができるというようなことがあって、そういう試みとは若干違う形で鹿児島は処理されているのかなというようなことがあったりするわけですね。

もう一つ、島部の選挙区間の均衡から見た場合には、これは先ほどの(三)(四)のことに関わってくるようなことかもしれませんが、島部の選挙区間の均衡を考えると、鹿児島市・鹿児島郡選挙区の島部選挙区人というのは、島部の代表者を出せるかどうかは別にして、十七人から選べるということがあったりする。それに対して、島を基盤とする独自選挙区の場合には、一人ないし二人を選ぶということになってくると、要はこれも投票の幅と質の問題が出てくるかなということがあって、こういうことを考えた場合に、結局区割りというのは何を重視するものなのかということ、人口以外の要素を入れるとして何を考慮するのかというふうなことが関わってくるかなという話があります。

さて、八ページのところに逆転現象というのが載っているかなと思います。現在、鹿児島で恐らく一つ較差問題との関係で言うならば、この逆転現象の発生というのが非常に大きな問題になってくるのかなと思っております。

ただ、私は実は逆転現象というものを現時点においてどこまで本当にこれをとっても深刻な状況として見るかどうかというのは、何か私個人としては、もう少しいいのではないかと思っちゃるところがあると。それは二つの理由があって、

一つは、私個人が先ほど来言っているように、代表というようなもの自体が、何を代表しているのかというようなことについて重きを置いた場合に、やはり特に人口が少数のところについては、ある程度の地域の代表を選出してよいのではないかと考える方があるんだということですけど、しかし、これは私個人の考え方だから何も論拠としては弱いわけですね。

それともう一つあるとすれば、最高裁令和七年判決との関係を見ることなんです。七、七年判決は先ほども御紹介したように千葉の事例ですけども、逆転現象が解消されたことを一つの要素にして、合理性が保たれているということと言ったというんですけども、しかしながら、そこで逆転現象そのもの自体を唯一の根拠としているわけではないということがあって、結局は従来のな判例と同じような形で、地域の事情を総合考慮しているというようにあるのかなというようになりました。直ちに解消するということが必要かどうかというように。しかし、それでも気持ち悪ければ、やはり少し組替えなどをするほかないのかなというようなことはあったりはしますけれども、直ちにはというふうなことはちょっと個人的には思うという話ですね。

(七)の全体的評価というところについては、ほぼもう言ったところですので、基本的には鹿児島は標準的な方向にあるのではないかと、また、現在ここで固有に起きていることというのは、全国的に見るとまだ悩みとしては小さいほうのかなということをちょっと思ったという感じですね。

さて、四番の話はもう繰り返しになります。やはり都道府県議会議員の中で地方公共団体の代表的性格というものをひとつきちんと推していく必要があるのではないかとというのが私の考え方です。また、実はとりわけ小さい各地域の団体自治の保障みたいなものというのが結構重要になってくるのではないかなと、これを確保するためということには大きな意味があると。

他方で、しかし大選挙区制があまり極度に進んだ場合に、他の選挙区との間での調整というのは必要になるのではないかとというようなことがちょっと考えられるかなということがあります。

さて、以上、大体私のお話ししようとしていることはこんな感じなんです。最後に、いただいた質問の回答の概要を述べながら少しお話を、あと質疑を

受けたいと思いますが、一つ、県議会が果たすべき役割についてですが、これは幾つかの文献を勉強して、ああそうだなと思ったところであるんですが、県と市町村の関係というのは、かつては結構垂直型な感じがありましたが、最近では水平型な関係になってきているだろうと。それでさらに、県というのはだから市町村自体の行政もまさに支える同志的なのじゃなかね、そういう感じになってきていると。

また、実は地方自治の問題というのはかつては分かりやすい、要は都道府県と市町村ということに分かれていたんですが、最近では市自体が中核市だの政令指定都市だのというようなことがあって、必ずしもきれいな形で二層になっていないと。とりわけ政令指定都市は結構、県の業務をある程度受けて何か仕事をしたりすると、実は代表の仕方なんかも本来的には変わってきたりすることがあるわけで、そういうこともありますけれども、そんな中で結局、基礎自治体としての小規模な市町村にとって、広域自治体としての県が重要な役割を果たしているんだということがあると。ただ単に垂直的な関係ではなくて、横の関係として果たすべき役割があるかなと。

県議会議員の役割というのは、先ほども言いましたように全県民の代表としての性格があると同時に、やはり各地域、とりわけ基礎自治体の声を拾う役割というのがあるかなと。それを県に持ち帰って、県が全県的な要は基礎自治体の在り方みたいなことについてきちんと仕事をすることというのが求められるのではないかと。いかということがある。

議員の総定数の増減については、減らすことだけが正義ではないというスタンスを私は持っている。ただし報酬をめぐる課題というのは必ずついてくるのではないかと。四番目、投票価値の較差の縮小の問題とか選挙区定数の複数人化の問題については、一名の選挙区と他の選挙区との間の違いの解消というものは本来的には求められることが必要ではないかと。ただし、そうした場合には、その土地の代表制というものが希釈されるというのは多分必ず出てきてしまうというようにあると、しかも合区をすれば合区をしたで、要は地域間抗争みたいなものが多分必ず出てくる。都道府県の合区を見てみればそのことは分かるように、大体近

隣の地域というのは何となく、仲が悪いというわけではないんだけど、やはりライバル関係にあるみたいなのがでてくるので、必ずこのあたりは多分当然出てきてしまうだろうなというようにあるかなと思います。ただ、一票の較差というようなものが確実に厳格にといふふうなことというのは、私はそこまですべて求められているのかというのは基本的に変わらざるのスタンスであります。

選挙区別の議員定数の問題ということからしますと、特例選挙区が出る事象となっていない。つまり公選法の二百七十何条の配当基数が〇・五以下の選挙区がないというのは、これは一つ重要なところかなということがあります。これが出てくると、さらにこちらの問題に大分いろいろ持っていかれてしまうということがあるので、これについてはないというので、まだよいのかなと思います。

問題は、十五条八項の読み方ですけども、地域間の均衡を考慮してというように話なんですけど、繰り返しになりますけど、私はこの地域間の均衡を考慮するのは結構やっぱり重要な意味を持っているという立場にありますので、現状を見ていると、比較的きちんとした地域間考慮がされているのではないのかなと私は個人的には思うという感じかと思えます。

以上、非常に雑駁になりますし、五分ぐらい過ぎてしまいましたが、私のほうからの報告を終わりにしたいと思います。

御清聴ありがとうございます。

○おさだ委員長 新井参考人ありがとうございます。

それでは、議会運営委員会の委員のほうから、まず質疑がございましたらよろしくお願い申し上げます。

○秋丸委員 御説明ありがとうございます。

一点、令和七年の千葉県議会の判例、その中の宇賀反対意見というところ、その宇賀反対意見が、何に問題意識を持たれて、どういうところでどういう意見を付けられたかというところをもう少し詳細に教えていただきたいというのが一つ。

それと、その宇賀反対意見に関する学術的な評価もしくは先生の私見をお聞かせいただければと思います。

○新井参考人 ありがとうございます。

すみません、宇賀先生の反対意見をきちんと細かくはちよつと読んでいないところがあつて、今すぐにお答えできる感じではないということがありますけれども、多分特別な事情というふうなこと自体を、いろいろな数値とかを見たりとか、あとはまさに地域の事情みたいなものは、本当にどこが何があるのかということにより個別具体的に示せという話をしているのかなと思うんですが、ただ、今言ったように、もうちよつときちんと読まないとお答えはできないかなという話なんです。

まだ令和七年の事例なものですから、いろいろな評価が出てきているとは言えないんですけども、ただ幾つかの評価を見ると、どうしてもやはり憲法研究者は、この宇賀先生的な考え方のほうに引き込まれる方は多いのかなという感じがあります。つまり、特に一票の較差みたいなものを結構重視すべきだというような先生方が多いんですね、憲法学者の場合には。そうすると、こういうふうな特別の事情というふうなものがあるというのだったら、まさに特別な事情というふうなものは何があるのかということをきちんと精査していかないといけないはずだろうということが多分言われるわけなんです。

ただし、私は先ほど来言っているところでですけども、私はどちらかというと、一票の較差というふうなものが確保されれば、直ちに様々な問題が解決されるのかなというのは常々疑問を持っているわけなので、そうなりますと、こちらのほうに引つ張られる必要はないのかなというふうなことを個人的には思っています。

ただ、あるとすれば、どういう特別な事情があるのかということとをきちんと出していくというのはとても重要なことかなとは思っています。つまり、判決というふうなことで結論がどうなるかだけではなくて、なぜこちらの県ではこういうふうなことをやっているのかというふうなことの説明責任が果たせれば、ああそういうこととかというふうなことで県民の納得も得られる可能性もあるしというふうな、裁判所がどう言うかはちよつと分からないけれども、少なくともきちんと事情を説明できれば、ああそういうことで頑張つてこういうことをやっているんだというのが分かると思うので、特別の事情自体をきちんと精査するということが自体、そのもの自体は重要なことかなと思っています。

ただ、宇賀反対意見をもう少しきちんと読まないですぐにはお答えできないので申し訳ないです。

○秋丸委員 ありがとうございます。

もう一点お伺いしたいんですが、最後の先生のまとめの中の四番のところ、一名選挙区と他の選挙区との違いの解消、定数の大きい少数代表選挙区との調整というところを触れていらっしやいます。もう少し、この調整というものがどういうものをイメージされていらっしやるのかというのをお聞かせください。

○新井参考人 分かりました。ありがとうございます。

先ほど、その前にお話をしたところであるのは、一つは、一名選挙区と他の選挙区との間には、投票の意味が変わってくるということと、きちんと考えたほうがいいだろうというふうなものがあるんだと。そうした場合に一つの調整方法としては、要は、やはり一人区というのはやめて、少なくとも二人区にするようなことをしなくてはいけないかなという話が出てくると。しかし、そのためにはどうしても人口問題が出てくるので、そうすると合区が必要になってくると。しかし、合区をすればしたで、今度は地域の事情とか、先ほども言ったように各地域の利害みたいなものの対立が起きたりとかしてしまおうという、つまり難しいのは、一名・一名を合区したところで、また一名になったりすると、なおさらそのことが起きてしまうという感じはあるわけですね。

では、二名になったら二名になったでどうなるかという、今度は二名を選ぶということとは、何かしらの党派性とか地域性なのか分かりませんが、そういうことが関わってくるから、今度は投票の意味が変わってくるという感じがありますよね。つまり、誰に投票するのかということの意味が変わってくる可能性があるわけですね。

そうすると、そこで何を利益を重視して要はこの選挙区はこういう制度化するのかというものが一つ重要になってくるだろう。とりわけ一名と二名選ぶというの間では、なぜここは一名でいいのかということと、これが実は出てくる。逆に言うとなぜかという、全部小選挙区制にしてしまうということだ。得るといふ話があるわけですね。でもそれはしないんだからという話になってくるわけですから、そうしたときに何を選び出すのかという問題が多分出てくる。

もう一つの調整というようなことからすると、定数の大きいということについては一つ重きがあつて、先ほど言った鹿児島市とかの十七名選挙区というのは、やっぱりあまりにも一名選挙区から比べれば、選ぶことの意味が相当程度やはり変化するというような感じがしたときに、それこそ例えば少なくとも政令指定都市が取っているような分区分みみたいなものを考えないかということ、つまり、一名選挙区あるいは二名選挙区との間で、七名とか六名選挙区との間ぐらいであれば、選び方の意味はそれほどまでに変わってこないかもしれないけど、一名、二名があるのと同時に十七名があつた場合には、これは相当程度変わってくるから、そうしたことの調整の可能性はないかという、そんなことを二点の観点からお話ししたかったということです。

○上山委員 御説明ありがとうございます。私どもが考えている論点を非常に整理されてよかつたと思つています。

まず、鹿児島市・郡区の選挙区なんですが、鹿児島郡は昔は桜島と吉田町というのがあります、ですから歴史的に鹿児島市・郡区という形で来たのかなという理解はしています。だから島嶼部だけという考えではなくて、同じ郡区ということで理解しているんですが、十七の数字が大きいということは、やはり先生としても問題点というか、指摘せざるを得ないということと理解してよろしいんでしょうか。方法として、六、七名となると三つに分けるとするのが妥当だということとよろしいんでしょうか。

○新井参考人 ありがとうございます。

十七という数が問題、人口比例からすると十七という数は全然問題はないとは思っていますね。問題は、投票の意味合いが変わってきてしまうことの問題点はあるだろうということがあるので、そういうことに重きを置くならば、分区というものも考えてもよいのかなということをおもう感じがすかね。

三区にできるかどうかというのは、衆議院選挙の小選挙区の区域との関係で三つに分けられるかどうかはちょっと難しい、少なくとも一つぐらいには分けられる可能性はあるのかなみたいな感じがすかね。

○上山委員 これまで鹿児島市・郡区で当選してきているものから、鹿児島市・郡区の代表という認識を持つているわけですね。それを分けるとなります

と、では、向こうの代表ではないのかと言われるとそうでもないわけですよ、県民の代表になりますから。その切替えというのがまず有権者の方々に受け入れられるかどうか、その辺を非常に危惧するんですが、そういう有権者視点から見た場合の何か説得力ということ、要するに多過ぎるからということだけではなく、何か説得できるだけの根拠ということをお示しできるものがありますでしょうか。

○新井参考人 ありがとうございます。

恐らくここでは代表というものがどういうふうに使われることが正義なのかということと、どこに順位づけをするかということによって変わってくるのかなということがあります。

私の今の順位づけとしては、今言ったように十七という数と、一名しか選ばないというようなこととの関係性を見たときに、投票の質があまりにも違ってきてしまうということの、あとは選べる選択数があまりにもということが置きかれているわけで、その解消は必要ないのかなという話なので、この議論というのは、実は地域の議論というのは逆に言うところと捨象されるというか消されてしまうわけですね。

そうすると他方で、お話をしたように、特に地域の声拾えるんだという問題を多分重視した場合、あるいは歴史的な経緯というふうなものにとっても重要なんだという話になった場合に、そちらのほうを要は推して、なお今十七人ということがあるというのはこういう理由なのだとすることを、先ほどの利益との関係を比較してもらって、なお鹿児島県はこちらを重視するんだというようなことが言えさすれば、別にそちらはそちらで問題がないのかなと思います。私は何かそんな感じだと思います。何を重視するかということによって。

○上山委員 分かりました。

あともう一点なんですけど、八ページの「逆転現象」問題なんですけど、先生としても志布志市・曾於郡区定数と西之表市・熊毛郡区、ここについてはやはり判決との関係があるのですが、最終的にはこの現象は特に問題はないとおっしゃったんですけど、實際上、定数の問題でいくと、いびつではないかという考え方は持っていないでしょうか。

○新井参考人 もちろんやはり一つだけこういうものがあつたりすると、やはり何か全体としてはちよつと違和感を覚えるということがあつたりするので、本来は調整はしたほうがよいのかなということはあるんですけども、先ほど来言っているように、地域の事情みたいなこととか、地域の利益をここに特に拾わなきゃいけないんだというようなことがあれば、取りあえずはよいかなと思う。

ただ問題は、これがずっと維持されるとなると、何であそこだけというふうなことはやはり当然出てくる可能性はあつたりするわけで、そうするとあとは、区の組替えとか、歴史的な事情よりも人口比例を重視するんだと、やはり区の組替え、あるいは分区とかそういうこととか、分区してさらに地域の組替えみたいな、そういうことをやらざるを得なくなってくるのかなと思います。(「分かりました」という者あり)

○おさだ委員長 新井参考人、まだあと複数いるんですけど、お時間は大丈夫ですか。

○新井参考人 大丈夫です。

○おさだ委員長 ありがとうございます。確認しておきますので。

○大久保委員 ありがとうございます。

先ほど、いろいろな有権者によって一人区だったり、複数区だったりいろいろ立場は違つたとありました。自治体も例えば政令指定都市とか、あるいは鹿児島市のように巨大な自治体のところと小規模な普通の自治体とかでは、自治体を持っているそもそもの権限が違つて、例えば、ある自治体の人では保健所はもう県の問題だけど、鹿児島市だと市の問題になっていたりとかで、それぞれ重きが違つているのは制度的な面においても宿命かなとは思っているんですけども、そういった場合がもし生じたときに選挙区の在り方とか定数の増減の在り方については、そこはやはり考慮しながら増やしたり減らしたりという部分には、基礎的自治体を持っている権限が選挙区に与える影響というのはどのように考えればいいのか教えていただければと思います。

○新井参考人 私はそこはとも課題だと思っていて、今の多分法律ではなかなかそこをクリアできないかもしれないけれども、選挙制度の法律ではね。なんだけれども、分かりやすいのはやはり政令指定都市ですよ。要は政令指定都市

は結構な県の権限を持っていてしまおう。ところが、政令指定都市は県の代表のほとんどを持っていて。つまり、ほとんどの町村の人たちの代表を要はどこまで請け負うんだみたいな議論というのは出てくるわけで、おっしゃった問題というのはすごくあって、本来は私には、政令指定都市自体がそういう権限を、もう大分、県の権限を持っている以上、やはり県の議会の代表みたいなものというのとは本来的にはもう少し、他の町村とかにも少し振り分けていいはずなんじゃないかというふうな、権限をやはり権限配分で受けた大きな都市というのが、そこまで代表する必要があるのかというものは根本的にあるかなと思うわけですね。

そうすると、実はそういうことも組み込んだ定数は正みたいなものを本来的にはできるべきだなと思ったりはするんですが、どうしても国が要求しているのはやはり人口比例なので、法が要求しているのもそこなので、今そこが何かある意味、何といいますかね、穴となつて多分出てきている問題かなと思って、最近、このあたりの話が憲法研究者でも結構問題視する人が多くて、本来的には代表の方が、権限との関係で大分、本当はもつと変えていいんではないかということは出てきているかなと思えますから、それを具体的にどこまでできるかという話はあるけれども、問題としては非常に重要な問題だなと思っています。

○大久保委員 基礎自治体を持っている権限、権能によっては、定数を減らすことも考慮すべき部分も学術的にもあると。そういった中で選挙区の在り方については、例えば、一つの自治体の権限の大きいところを割るべきだとか、割るべきではないとか、そういった部分についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。

○新井参考人 それは例えば鹿児島市だと鹿児島市の区分みたいな意味ですかね。実はそれはでも、本当はリンクはしないはずですよ。なぜかというところ、分区の理屈というのはその地域の代表をどれまで拾えるかという話だけだから、今この話とこの話は多分リンクはしないような気がしますね。

○大久保委員 分かりました。鹿児島市選出の議員の方からもそういう分区云々のお話の問合せも今あったりもしたものですから、そこは基礎自治体を持っている権能、権限というものは、あくまでも定数の在り方に関してだけであって、選

挙区の割り振りのものとはまたちよつと違う話だということでも理解をいたしました。ありがとうございます。

○禧久委員 ちよつと一点ですが、最高裁の判決と特例選挙区との兼ね合いというか、将来的な整合性はどうかというふうに着地すべきかという点ですけれども、先ほど先生のお話の中で、最高裁は昭和四十年代とかそこはですね、人口比率を最も重視して判断したと。しかし近年、各地域の特色とかそこらを加味して考えるようになったということですが、特例地域の中で東京都の事例がありました。自治法では、配当基数〇・五を下回ると、これは自動的に隣の市町村と合併しなければならぬという基準でありますけれども、ただ、東京都においては、〇・二二一ということですね。その理由は、著しくという表現をしていましたが、この著しいが、いつまでも著しいでいいんですかということなんですが、それがずっと続くと、我々選挙をする側、また選挙民というのものもいろんな状況に惑わされる可能性があります。したがって、どの時点あたりで例えば〇・四にするとか〇・三にするとか、そういう議論があつてしかるべきだと思ふんですけれども、そこらの点についてちよつと一点お聞かせいただければと思います。

○新井参考人 おっしゃるとおりで、実は著しい云々とかということのとにかくラインがよく見えてきていないということがあつたりします。あるとき、そういう三倍とかいう話が出てきたりとか、あとは、でも今回、特に東京都の場合の〇・二二一というのは、これはある意味、本当に特例なんだと思います。つまり〇・四幾つとかじゃないんですよね。これは多分やつぱり島というものの固有性をとにかく見てという話になつていくわけで、これは多分、私の感覚だと東京都の島の場合にはこれは許されるかもしれませんが、ほかでこれをやろうとすると、多分これは著しいということになつてくるのかなと思ふんですね。ただ、そのラインを最高裁は出してはきていないから、先ほども言ったように、さじ加減で変わってきてしまうということはあるかなということがあつて、そうするとあとは各県とか、ここを下がったら駄目だろうということを取りあえずやはり自己目標としてちゃんと設定をしてやるしか、取りあえずはないのかなと思いますね。

○禧久委員 ありがとうございます。

○しらいし委員 私は関連なんですけれども、今、一票の較差とか人口比率で言

われるんですけど、私の有権者のほうからは、投票率も加味してもらえないかという声もあるんですね。やはり高い投票率で、人口は少ないけれども投票に行っているところと、多くの人口がいながらも投票率が低い中の選挙結果というのを踏まえたときに、先生の見解はどのように考えておられるかちょっと教えていただければと思います。

○新井参考人 投票率問題はとても重要な問題ではあるけれども、リンクはさせないほうがいいというのは僕の考え方です。なぜかというところ、これはだからその分、投票率を上げる地域が出てくればよいと、逆に言うんですね。要は投票するかしないかというようになると自体が、要はそもそもその人のまさに投票の自由の問題だったりもするというようなことがあるので、それをリンクさせて定数を変えていくとなると、やはり超えてはいけない何か、まさに価値の平等みたいなことについての何かもつと深刻な問題が直感的には生じるかなというようなことはあつたりします。

ただし、問題があるとすれば、先ほどの参議院の合区選挙区なんかの中で、要はあることをやったことよって低投票率になってしまつたりするということなことがあつた場合には、これは直ちにその制度を変更していつたりする必要があるのかなと。つまり、関心がなくなつていくというようなことについては相当程度、目を光らせたほうがよいかなというようなことがありますね。やはり選挙というのには基本的には多くの人たちが参加してもらつて要は成り立っているというようなことがあるので、ある制度が低投票率を生んでしまつていてというふうなことになるべくると、それはやはり解消の方向に動くべきではないかなということをおつたりします。

○中村委員 御説明ありがとうございます。

いろいろと先生のお話を伺いますと、県政は市町村をカバーする、脆弱な市町村をカバーする役割というのが非常に大きいということをお伺いをいたしました。

特に地方における脆弱で弱小な基礎自治体を県が補完する、その中で県議会議員が果たす役割というのは非常に大きいのかなと思うんですけども、えてして弱小な市町村を選挙区とするところは大体一人区でございまして、地方の一人区

を解消することで広域化するというところで、代表としての役割、性格が希釈化していくということでございます。

そういうことを考えますと、希釈化してしまつた挙げ句には、恐らく脆弱な地方の基礎自治体というのは取り残されてしまいがちなんじゃないかと思うんですけども、こうしたことを考えますと、地域間の均衡をしっかりと考慮するべきだろうと、そうしないと私自身の考え方としては、地方の人口減少に拍車がかつてしまうのではないかと、そういう結論に至つてしまうのではないかと思つているんですけども、先生のお考えの中では、地域間の均衡を考慮しなかつた、その先にどういふ事象が起こると思つておられるのか、見解を聞かせていただきたいと思います。

○新井参考人 人口減少のことと議員の定数配分の話がリンクするかどうかというのとはちよつと分からなくて、私は何か多分やはり人口減少が先の現象かなと思つわけですが、しかし、実は人口減少問題というのは、おっしゃるとおり、これは多分ここ二十年ぐらいではなくて五十年後とか六十年後を見たりすると、本当にもう地域の代表を全く出せなくなるという状況が結構出てきたりしているんですね。

私はちよつと町村とかのことを調べているというよりも、参議院とか衆議院の県ごとの代表みたいなことをやると、今のままでいくと五十年後とかは、もう高知県とかあのあたりは代表を一人も本当に出せなくなるかと、衆議院であつてもみたいな、そんなことが起きてきたりするという話だから、だからそれ自体は要は発想の転換を私はしないといけないだろうなということをおつていて、つまり地域の代表をやはり最低限確保するというようなこと自体がとても重大な利益であるんだらうということをややはり考えるべきかなということとはちよつと思つていますね。

ただ、あとはもう代表の、では取りあえずそれを大転換はできないとしても何ができるかといえば、例えば、取りあえず同一県内の近くであれば、そこまで何とか、同一性を保てないということがないとするれば、やはり合区をして、取りあえず一人区あるいは二人区あたりを確保して、地域の声を取りあえず拾うという意味では、合区をしていくというのは一つの現実的なこととしてはあり得る

のかなということはありません。

ただ、もうずっと言っているとおり、合区をすればただけ、その地域の声は当然遠くはなってしまうけど、よしましという言い方はよくないけれども、よしましな解決方法としては致し方ないところがあるのかなというようにことがあるかなと思います。

○松田委員 ありがとうございます。人口比率が一番言われている中で、先生が書いている八ページの、広さを数値要件とするという可能性のことを書いていらっしゃるんですけども、ある意味、数で示すともうここしかないかなという気がするんですけど、例えば、人口比率を一回出して、面積要件を出して、それを併せ持つて、やはりこれだけの面積があるからこの人数が必要だよねという方向性というのは、今現実には面積、広さを数値指標として捉えているような団体とかはあったりするんですか。

○新井参考人 基本的には、広さの問題を問題視しているのは非常にあったりかはします。それで実は多分国レベルでいいますと、例えば北欧のノルウェーだったと思いますけど、ノルウェーなんかの国政議会は、要は土地の代表みたいな土地をポイント化して、それを代表の定員に組み込んだりするみたいなことをやっていたりとかするんですね。でも、しかしそれは憲法事項なものですから、憲法でやっているからできるというのがあって、日本の場合は憲法ではそういうふうなことは一切言っていないで、とりわけ憲法の価値の中では投票価値の平等みたいなものを重視して、いわゆる人格主義を取っているんですね、人をベースにした。だから土地の代表という観念というのはとても相性がよくないと言われていくけど、僕は、でも土地の代表というのはとても重視されるべきではないかと思うので、どうにかそういう解釈論をできないかなと思っているという感じなんですけど、多分、今だと、しかし土地の面積の話を出してきても、きつと総務省とかからは、ちよつとそんなのは駄目だよとみたいに言われてしまう可能性というのはあるかもしれないけど、将来的にはでもそれを考えないと、本当に立ち行かなくなるんじゃないかなと思っているところです。

○松田委員 ありがとうございます。まさに土地の代表というのを、指標でいうともうこの辺しかないのでないかなという気がしてですね。そういった意味では、これ

も可能性として生かしていかないといけないなと思ったところです。以上です。

○いわしげ（仁）議員 お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど先生がおっしゃっていました、一人区と鹿児島市・郡区のように定数の多い選挙区だと投票の意味合いが違ってくるというお話の中で、例えば鹿児島市・郡区を分区するのであれば、最低限、衆議院の二区というようにすることも考えられるのではないかとということをおっしゃったかと思うんですけども、それ以外にも、分区をするのであればどういった方法があるのかというのをもし御存じでしたら教えていただければと思います。

○新井参考人 きちんともう少しそこは自分で整理してみないと、法律上の制約がどこにあるのがちよつと分からなくて、今ちよつと確認をしているのは、一つは、衆議院の小選挙区の区域内での分区はできるんだという話があるわけですけど、あるところから越えてそれができるのかというのはちよつと自分で今、分からなくて、ちよつと勉強させてもらえればと思いますけど、何か本当はそういうことがどこかに用意されていると思うんですが、それ以上にちよつと今はお答えできない感じですか。

○たいら議員 御説明いろいろとありがとうございました。いろいろと勉強になりました。

私は、先生の資料の八ページのところにまとめてあります一番から五番の設問課題の回答について、私は一番重要なのは一番と二番だと思っています。一番と二番の意義、そういう役割を果たすために、どうすればいいのかというのが方法論だと思えますが、まず一番目の県議会が果たすべき役割というところからいきますと、鹿児島の場合の特性のもう一つに、鹿児島市一極集中になっていて、ほかの郡部というのが非常に脆弱であるというのも特徴の一つだと思っています。

そうした場合に、先生がここに書かれております、小規模な市町村にとって県議会というのはその役割を果たさないといけないという観点からいきますと、やはりそのために意見を拾い上げる議員の役割というのは非常に大きいものがあるのではないかなというふうに思います。

しかも、私はやはり一人区というのに関しましては、広く地元の方々の意見を拾い上げるといふ面からいくと、どうしても無理があるのではないかと、ですから

そういうような意味では、広く意見を拾い上げるためには二人以上という状況が必要なのではないかと考えているところで、そういうところで思ったりしますが、特に島嶼部の問題も含めてですね。

ですから、そういうようなところでいきますと、今の現状からして鹿児島の場合にはそういう問題意識を持っておりませんが、先生に再度お聞きしたいのは、そういう観点からも今の鹿児島島の制度そのものについてはやはり意義があるんだというようなところを御確認いただけないかということと、二番目のところにつきましては、これについて県議会議員が果たすべき役割というのは、本日の先生のお話で法律的なところをいろいろと学ばせていただきましたけれども、その一方で、地域住民の方々の気分、感情というのがあると思うんです。

そうした場合に、今かなり厳しい意見をいただくような状況がありまして、そういうところでいきますと、もう議員を減らせというような意見にも結びついてしまいますが、しかしながら、やはり議員を減らすとますます県民との距離が遠ざかっていくと私、考えるものですから、そういう意味でいきますと、先生がおっしゃっていました、現状維持をしていくためには、当然、人口が減っていったりとかする状況の下においては、報酬の関係で問題が出てくるとおっしゃっていました。ただ私自身は報酬を下げてでも現状を守るといいますか、現状を維持していくのも一つの方法ではないかと思いますが、一点、先生のそういうことに関しての御見解と、それから報酬に関するところでの一点、何か参考になるような基準とか、そういうものがあれば教えていただきたいと思うんですけれども。

○新井参考人 最初のほうの話からまずお話をすると、もう何度かいろいろなお話の中で出てきているところですが、とりわけ小さい町村などにとっては、県の役割というのは非常に重要になってくると。大きな都市は、先ほどもあったように実はある程度の権限を持っていたりもしているという部分もあつたりするか、なおさら多分重視される場所があつたりしますということがあるわけですよね。

あとは大都市、どこの県でも今はもう本当にどこも大都市一極集中で、ほかの都市がとにかく成り立たなくなっているというのは本当に同じようなことだから、そうすると、あとは各地域の声をやはり拾うような代表を出さなきゃいけな

いというようなことはあるかなと思います。先ほどお話あつたように、一人区だと要はなかなか無理があると、二人区以上だという話なんですけど、これはあともう考え方次第かなということがあります。一人の代表がその地域の声を集約するということに非常に意味があるというようにもなり得るわけだけども、しかし、一つの方だと要はある特定の党派だけの声になってしまふ可能性があるから、他のもう一つぐらい違う考え方みたいなものも拾えるような声があるべきではないかと。

そうすると、これは、でも代表というようにも自体の意味合いが結局変わってくる。小選挙区というものというのは、国政なんかもそうかもしれませんが、その地域の代表というようなことと同時に、それこそ政権を支える人を選び出すという、そういう効果があつたりするわけですから、それでは代表制では駄目なんだという話、もつと合意型の要は多元的なデモクラシーがあるべきだという話になれば、やはり二人、三人いて、要は少数代表も拾うべきだという話になってくるかなということがあります。

後半の話ですけれども、議会議員の定数問題というのは、私も減らす必要は基本的にはないんじゃないかなと実は思っているわけなんです。減らすということ自体の、多分どこの県民もそうですけど、国民もそうですけど、減らすということ自体をすごく言うんだけれども、しかし、それによって失われる利益は実は県民、国民そのものに返ってくる可能性というのはあるんだということをよく思っていただけだと思います。

実はまさに、なかなかふだん県議会議員さんとかと会う機会はほとんどないかもしれないけれども、しかし自分にとつての近い県議会議員がいるというふうなことというのは、これ自体がまさに声を届けられる一つのラインが近くにあるということの意味があるので、それ自体を減らすことによつてというふうなことというのは大分変わってくるかな。

外国なんかの例ですと、御存じかと思いますが、シティー・マネジャー制度とあって、それこそ県議会議員とかはもう五、六人しかいないと、何百万人もいても五、六人。つまり要は市長を支えるような議会みたいな感じになってくるわけですけど、そうすると、効率性はいいけれども、しかし全然声が拾えなくなつて

きてしまうということがあるから、やはりそれはちよつと問題があるかなと思いますね。

報酬の話はしかし、いろいろな議員さんに聞くと、今でも相当低いのにという話になってきて、なかなかそれを減らすというわけにいかないという話もあって、私も、であればそのことは、このくらいお金がかかるから、だけれども議員が減るということ自体にこんな問題があるからということを両方併せてきちんと提案すれば、それは県民なり国民が納得、そういうふうな流れをつくれるといいかなと思います。

基準というのはちよつとよく分からなくて、都道府県なんかを並べてみると、大体見えてくるという話があるかなと思います。が、標準的な基準というのはなかなか私もちよつと知らないところがあります。「ありがとうございます」という者あり)

○池畑委員 二点質問があります。

先ほどのいわしげ(仁)議員の質問のときに、鹿児島市の分区のところ为例えの例で出されましたけれども、基本的には分区というのは、衆議院選挙区の分け方と関連性があると、それが一つの参考になるんだということをおっしゃっております。

鹿児島県の中では実はある区が、一つの市、一つの町ですけれども、そこが衆議院の選挙区が別々というところがございます。そういった中でやはりいろんな声があるわけでございますけれども、率直にまずその選挙区に対して、そういう選挙区があることに對する御感想を伺いたいというのが一点と。

先ほど来、いろんなお話がある中で、基本的にはこちらに先生が書かれているとおりではございますけれども、基本的には県議会議員の果たすべき役割というのは各基礎自治体の声を拾うと、それが地域の代表制としての密度を高めると。一方で、一人区と大人数区があつて、そうなたときは、地域の代表を選ぶのか、党派だつたりとか自分の思想に近い人を選ぶのか、選挙の性質が異なるんだというふうなお話をされたと思います。

ここでちよつと極端なことを聞きますけれども、たしか私の記憶だと茨城県だつたと思いますけれども、茨城県はたしか、間違つていたらごめんなさい、中核

市というか県庁所在地がありますよね、県庁所在地をかなり細かく割つていて、実は一人区とか二人区で多分何とか区ごとにしていてと思うんですけども、細かくやつて地域の代表制の声を取れるような区割りにしていったというようにございましてけれども、その辺に関して先生の御見解ですね、やはり多様な意見を取りやすいんだつたら複数区なのかもしれませんし、当然、地域の声をしっかりと聞くんだつたら、例えば鹿児島市であつても細かく分けたほうがしっかりと、ある地域の声、さつきおっしゃいましたけど、三島、十島だつたりとか、桜島だつたりとか、もつと細かく意見が聞けると、そういったような考え方もあるんですけれども、その辺の他県の都市部の割り方についてちよつと御見解をください。

○新井参考人 まず最初の話なんですけど、私は何か実はやはり行政区画みたいなものをどこかでばたつと切つて、こつちはこつち、こつちはこつちというですね、特に国政選挙なんかは結構ある形ですけれども、あまり本当は何か好ましいのかなと思うことがあつて、なぜかというところ、これはやはり全て人口の多分配分の関係、それで区画を整理しているわけですけれども、要は毎回選挙ごとに変わつたりするという可能性があつたときに、誰を自分の代表にするのかということについてのはやはり有権者側の惑いみたいなものというのが当然出てくるという話があつて、要はそもそも選挙区制度というものをあらゆる選挙に導入していることの意味ということの根本的なことを考えたときには、実は、もう地域の声を拾うということを考えなければ、もう全国一区にすればいいという話だけなんですよね。

ところが、それをしていないというのはなぜかというところ、ある特定の地域を要は継続的に拾おうじゃないかということが実は本来的にはあるはずなわけで、そのときに要は伝統的につくられた都道府県百年の歴史、あるいは、ある程度行政区画が定まっている十数年とか何十年もたつていて、それが一つの枠組みとして動いているというのは、それ自体に本当の意味があるかなと思つていて。

しかも、実は都道府県もそうですし、各市町村もそうですし、実はそこで定められている条例自体なんかも違うわけで、そこに所属している人というのは、その人が負うべき法的ないろいろな守らなさいけないことは実はちよつと違う

んですよね。ですから、本来的な行政区画というのがもう少し重視されて区割り  
がされるといふのは、私は個人的にはちよつとよいかなと思つていますが、しか  
し、あまりにも人口較差が広がり過ぎちゃうのは問題があるというようなもの  
はあつて、仕方ない面があつたりするのはあるのかなと思つて、個人的には  
ちよつとそういうところが引つかります。

もう一つ、後ろの件なんですけれども、もう一つの件は、これはもうあととは  
とえに地域の代表をどういふふうを選ぶのかということの幾つかあるうちの取  
捨選択の議論になってくるかな、よりよい代表とは何かというようなことを私が  
答えを出すということよりも、その地域の人がやはり声を出す問題ということで、  
要は地域が狭まって一人区みたいなことにして、その地域の声を集約するとい  
う代表がよしとすればそれでよいし、いやそうではないと、やはりもつと多元的  
な少数代表者も広く確保できるということによつて、要はいろいろな政治的な声  
を拾えるというのが、これが正義なんだという話であれば、それも正義でとい  
話があるわけですが、だからこれはもう選択の問題かなと思つておられる。

しかし、一つあるのは、選挙区を今度、すぐ小さくしていったらいいのかと  
いう話になってくると、小さくしたらそれで別にそんなに代表が、ある特定の地  
域に人口が集約されているからといつて、そこに本当に一人必要なのかという問  
題というのは実は出てくるという話があるわけですよ。

つまり、もう少し広くても多分いろいろな声は拾える可能性はあつたりする  
から、何かそこまで分区しても仕方ないなという話があつて、よく国政議会なんか  
でも、実は結構小選挙区のものが人口ベースでやつていけるものだから、すぐ選  
挙区が狭くなつちやつていて、密は密かもしれないけど、こんなに狭い範囲で一  
人選んでいる必要が本当にあるのかなと。であれば、もつとめちやめちや広い範  
囲で要は選挙運動をするのに何百キロも離れたようなところに行くような人た  
ち、そういうふうなことに代表を充てるということの意味があるんじゃないかと  
いう話があるので、狭かつたら狭かつたで、それはそれでそこまでの代表を確保  
する必要があるので、狭かつたら狭かつたで、それはそれでそこまでの代表を確保  
する必要があるのかという問題は出てくるかなと思つておられる。

○池畑委員 分かりました。特に、広い狭いというのは結構なかなか地区によつ  
ても違いますし、大変難しい問題、一方で、広くなり過ぎて、隣とその隣ぐら

いだったらまだしも、隣の隣の隣の隣までくつくと、その端つこ同士の連携と  
いうのはどうなのかなと思つておられるところなんですけれども、この合区に  
関してどこまでが、もちろん人口比較の原則というのがあるのはありますけれども、どこ  
までが一般的に許容される合区の広さというのを考えますか。「面積」という者  
あり）基礎自治体の積み重ねですよ、例えば。

さつきおつしたつたのは、広くて全国一つでもいいんじゃないかということ  
をおつしやいましたけれども、一方でそこまでしちゃうと、じゃ鹿児島県で極端な  
ことをいふと五十一人選挙区と。もちろんそういう考え方もあるんでしょけれ  
ども、それをした場合に、実際その同じ鹿児島県民、例えば、地域の方がその選  
挙に対してどこまで興味を持てるのかなといふとそれは非常に疑問なんですよ。  
なので、やはりどこかで、先ほど松田委員も言われましたけれども、広さの問題  
というのも出てくるし、そういうものの限度といふのは出てくるし、だからこ  
そ東京都の特例選挙区ですか、もあるといふのも一つの地域事情を鑑みてのこと  
なんですよね。なので、どこまでが実際、先生がお考えになられる範囲ですけれ  
ども、一般論として、あり得る範囲なのかなといふことをお尋ねします。

○新井参考人 では、基準をと言われるとなかなか難しい、何百キロ、何キロ以  
内だつたらといふのはなかなか難しいかなといふことはちよつとありますね。  
あとはその地域の交通事情なんかによつたりもして、すぐさま基準を  
と言われるとちよつと難しいかなと思つておられる。

基本的には、半日である程度帰つてこられるぐらいの多分距離感ぐらいがみた  
いなことが、ぱつと言えらるぐらいだとありますけれども、ただそれも地域によつ  
てやはり大分違いますからね、一概にはちよつと言えないかなといふことがあり  
ますよね。何かちよつと余計な話かもしれませんが、鹿児島ですとやはり二つの  
半島に分かれていけるから結構大変ですよ。だからそのときに単なる面積だけ  
ではなくて、今度は地理的な要件みたいなものも出てくる可能性はありますよ。

○おさだ委員長 委員外議員では。

○宝来議員 いろいろと御説明ありがとうございます。

鹿児島市・郡区が本当は十九の定数が十七になつて、特例区に一人ずつ渡して  
いるんですけど、実際全国的にこのようなケースといふのは、これは普通なのか

特別なのか、まずそこを教えてもらっていいですか。

○新井参考人 全国津々浦々見ているわけではないのですが、比較的やはり都市部の定数を地方に分けている例というのは結構見受けられる例かなと思います。

○宝来議員 ありがとうございます。

地方の小さな市町村を助けるために、その県議会議員をしっかりとつくっていくということであると、今の人口動態でいうと、議員の定数全体は減らす必要はないというお考えの下なんです。そうなったときに、このアンバランスさは是正するにはやはり鹿児島市をもっと削るべきだというような議論になっても仕方ないのかなと、今、全体の流れを見て思っているところなんです。ある一定以上はやはり何か鹿児島市にとって問題になるよみたくない、そのバランスというのがちよつと分らないところがある。十七だったらいいのか、十五だったらいのか、その辺何か目安というか、政令指定都市になり切れなかったというのが一番課題だとは思っています。鹿児島市がですね。その辺で何か指南していただくことがあったら教えていただきたいと思えます。

○新井参考人 なかなかこれもまた基準というふうなものは結構難しいかなというふうなところはあったりするわけですけども、何と言っているのか。

○おさだ委員長 先生、答えられる範囲でいいですよ。

○新井参考人 ちよつと最後のところもう一度言っていた方がいいですか。

○宝来議員 今、十九が十七になっていると、地方偏在を考えると十五までして、この二人をまた地方にというふうな。ただ、そこも際限なく鹿児島市ばかり削られてもしようがないという部分もありますので、何かその辺に御意見をいただければと。

○新井参考人 基本はやはり人口比例というのが一つ大きな前提にあることは確実であって、やはりそれ自身が憲法事項でもあったりしますからね。だからそこを大幅に変えるということはちよつとあまり考えられないところなんです。ただ、代表、これは国政選挙なんかもそうなんですけど、実は大都市の人たちはそこまで困ってはいないんですよ。何か恐らく不満という観点からすると、不満には全然思わないという感じなんです。どんなに増えても、ああそうなんだなんて。ところが、小さいところは減らされれば一大事ですよ。

私、いつも合区問題であるけど、あれはとにかく少数県を狙った制度だと思っていて、あれは都市では問題にならないですよ。都市ではあんなことをされたって何も痛くもかゆくもなく、それでしかもそれが地方で起きていて、問題視しなくてもいいシステムだから導入されたわけですよ。

そういうやはり地域の人の感情問題を考えると、実際政治学なんかの何かいろいろ見ると、都市部の人の一票の価値ということに対しての考え方というのは比較的ゆるい、つまりあまり関係ない。どちらかというと、やはり地方部の人たちのほうがそこにセンシティブになる、減らされるからとそういうことがあるので、だからといって鹿児島を三人とかにするというわけにはいかないだろうけれども、しかしながら、減らすこと自体については、実は土地の感情からすると、そこまでというのは実際は数値的には出てくる、でも人口比例の関係というのをそこまで崩すわけにはいかないという、そういう問題があるかなと思います。

○おさだ委員長 それでは、ほかに何もありませんので、以上で新井参考人に対する質疑は終了いたします。

この際、委員会を代表しまして一言御礼申し上げます。

本日は、本当に先生、わざわざ鹿児島に来ていただきまして、そして時間ももう三十分以上オーバーしていますけど、我々も本当にこれから、またあしたまで続いていくんですが、大変有意義な先生からの学びになったと思っておりますので、しっかりこれを私たちのほうでまた議員として県民に対してきちんとした議論をしていきたいと思っておりますので、本当に先生、また今後とも御活躍ください。本当にありがとうございます。

○新井参考人 どうもありがとうございました。

○おさだ委員長 それでは、委員の方々は参考人が退室されますので、お待ちください。

それでは、本日予定しておりました参考人の意見聴取は終わりました。

明日また午前十時から開催させていただきますので、よろしく願います。本日はこれで閉会いたします。ありがとうございます。

午後二時三十五分閉会

